

審査者	設計者

令和 8 年度 から 令和 10 年度

桐生市内一円

元宿浄水場等運転管理業務委託「長期継続契約」請負設計書

契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

第1号単価表		運転操作監視業務費(元宿)		1年あたり		
		昼間				
種別 名称	形状 寸法 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
保全技師Ⅰ		人				
保全技師Ⅱ		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
保全技術員補		人				
計						

第2号単価表		運転操作監視業務費(元宿)			1年あたり		
		夜間					
種別 名称	形状 寸法 規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
保全技師Ⅰ		人					
保全技師Ⅱ		人					
保全技師補		人					
保全技術員		人					
保全技術員補		人					
計							

第4号単価表		運転管理業務費(梅田)		1年あたり		
		昼間				
種別 名称	形状 寸法 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
保全技師Ⅰ		人				
保全技師Ⅱ		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
保全技術員補		人				
計						

第7号単価表		設備点検業務費		1年あたり		
種別 名称	形状 寸法 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自家用電気工作物保安管理業務		式	1			元宿浄水場、水道山加圧所、青葉台加圧所、梅田浄水場
元宿浄水場電気工作物年次点検業務		式	1			
元宿低圧電気工作物点検業務		式	1			
計装設備点検業務		式	1			
梅田浄水場電気工作物年次点検業務		式	1			
計						

元宿浄水場等運転管理業務委託
「長期継続契約」

一般仕様書

令和8年4月

桐生市水道局

目 次

第1章 総則

第 1 条	(目的)	仕- 1
第 2 条	(業務の履行)	仕- 1
第 3 条	(業務の範囲)	仕- 1
第 4 条	(業務管理)	仕- 1
第 5 条	(従事者の届出)	仕- 1
第 6 条	(職階及び有資格者の基準)	仕- 1
第 7 条	(業務履行計画書)	仕- 1
第 8 条	(年間業務計画書及び年間業務報告書等)	仕- 2
第 9 条	(月間業務計画書及び月間業務報告書)	仕- 2
第10条	(業務記録等の整備及び保存)	仕- 2
第11条	(業務書類等)	仕- 2
第12条	(安全管理及び安全の確保)	仕- 2
第13条	(安全教育及び訓練)	仕- 3
第14条	(完成図書、器具等の貸与)	仕- 3
第15条	(整理整頓等)	仕- 3
第16条	(事務室等の自主管理)	仕- 3
第17条	(従事者の服装等)	仕- 3
第18条	(火災の防止)	仕- 3
第19条	(盗難の防止)	仕- 3
第20条	(浄水場等の一般管理)	仕- 3

第2章 業務範囲と業務内容

第21条	(業務内容)	仕- 5
第22条	(施設等の制御及び監視)	仕- 5
第23条	(巡視点検)	仕- 6
第24条	(電気工作物)	仕- 6
第25条	(高圧電気工作物点検業務)	仕- 7
第26条	(電気工作物点検業務)	仕- 7
第27条	(計装設備点検業務)	仕- 7
第28条	(梅田浄水場電気工作物点検業務)	仕- 7
第29条	(水質管理業務)	仕- 7
第30条	(業務統括管理)	仕- 8
第31条	(就業形態)	仕- 8

第3章 業務書類等

第32条	(業務書類等)	仕- 9
------	---------	------

第4章 その他

第33条	(業務検査)	仕- 10
------	--------	-------

第34条	(経費の負担)	仕-10
第35条	(責任)	仕-10
第36条	(業務実施におけるリスクマネジメント)	仕-10
第37条	(附則)	仕-10

第1章 総則

(目的)

第1条 この一般仕様書は、桐生市（以下「委託者」という。）が管理する元宿浄水場、梅田浄水場、及びその付帯施設（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図り、水道サービス水準を継続するため、運転管理等業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に係る仕様を定めることを目的とする。

ただし、特に定める事項については、特記仕様書に明記する。

(業務の履行)

第2条 受託者は、浄水場等の機能が十分発揮できるよう、一般仕様書のほか、業務委託契約書、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む）等（以下「一般仕様書等」という。）に基づき、誠実かつ安全に、また委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、一般仕様書等に記載なき事項で業務遂行に必要なものについては、委託者との協議によるものを除き、桐生市業務委託契約約款（調査・設計）を適用し、受託者の責任において遂行しなければならない。

(業務の範囲)

第3条 業務委託の範囲及び業務対象設備等は、特記仕様書のとおりとする。

(業務管理)

第4条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意義務をもって誠実かつ効果的に業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては問題意識をもって対応すること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、雷雨、停電、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備えて、緊急時の連絡体制及び参集できる体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 受託者は、地域住民と十分に協調及び連携を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(従事者の届出)

第5条 受託者は、従事者の履歴、職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届け出ること。また、異動又は変更のある場合は、事前に委託者と受託者が協議を行い、委託者の承認を得てから届け出るものとする。

- 2 受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者及び受託者が協議の上、委託者の承認を得て、当該従事者を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第6条 業務履行上必要な職階及び有資格者の基準は、特記仕様書に定めるとおりとする。

(業務履行計画書)

第7条 受託者は、次の事項について記載した、契約期間にわたる運転管理等業務に係る履行計画書（以下「業務履行計画書」という。）を作成し、契約締結後速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。

業務方針及び業務の概要等

- (2) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表等
- (3) 業務工程に関すること。
年間業務工程表（運転管理等）、労務計画表等
- (4) 業務方法に関すること。
業務方法、業務要領及び運転管理指標等
- (5) 安全衛生教育に関すること。
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表等
- (6) 保全及び保安管理に関すること。
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表等
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項
委託者が必要と認めたもの

（年間業務計画書及び年間業務報告書等）

- 第8条 受託者は、前条の業務履行計画書、一般仕様書「第2章」及び特記仕様書に定めるところにより運転監視制御、設備等の保守点検及び巡視点検等、その他業務を含む各年度の業務履行に係る計画書（以下「年間業務計画書」という。）を提出するとともに、各年度業務完了後、業務履行報告書（以下「年間業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。
- 2 受託者は、委託最終年度の業務完了後、特記仕様書に定めるところにより、業務完了報告書を提出しなければならない。

（月間業務計画書及び月間業務報告書）

- 第9条 受託者は業務履行計画について、あらかじめ委託者と協議し、特記仕様書に記す諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を前月末までに提出しなければならない。なお、詳細な諸事項の説明が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。
- 2 月間業務計画を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。
- 3 受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記す内容等により月間業務完了報告書を各月末までに提出しなければならない。なお、詳細な諸事項の説明が必要な場合は、月間業務報告書に添付して提出すること。

（業務記録等の整備及び保存）

- 第10条 受託者は、業務記録（データを含む）等において、業務の履行又は確認に必要な書類及びデータベースを常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。なお、日報として日常的に報告すべき項目及び内容については、双方協議の上で決定し、委託者が定める期限までに提出すること。
- 2 受託者は、業務記録等を、その契約期間中、保存及び保管しなければならない。

（業務書類等）

- 第11条 受託者は、一般仕様書「第3章 業務書類等」に定めるところにより運転監視制御、設備等の保守点検及び巡視点検等、その他業務の履行に係る業務書類等を提出しなければならない。

（安全管理及び安全の確保）

- 第12条 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施にあたり遵守しなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必

要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

(安全教育及び訓練)

第13条 受託者は、運転監視制御、設備等の保守点検及び巡視点検等、業務又は運用に従事する者に対して、浄水場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、運転監視制御、設備等の保守点検及び巡視点検等、業務又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行い、委託者にその報告をしなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第14条 受託者が、業務遂行上必要とする完成図書等は委託者が貸与する。

2 受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を常に把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第15条 受託者は、施設、設備、建物等及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第16条 受託者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は受託者に無償で貸与するが使用期間中、受託者の責に帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧しなければならない。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。ただし、著しい使用量の場合は、委託者は求償できるものとし、受託者はこれに異議を述べることができない。

(従事者の服装等)

第17条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、浄水場等への訪問者等に対する対応については部外者等から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第18条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、火気取扱責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末等適正な処置を徹底しなければならない。

(盗難の防止)

第19条 受託者は、各施設の扉、窓の施錠状態の点検と確認を行い、盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

2 場内及び各施設において不審者又は不審物を発見した場合は、直ちに委託者に報告するなど必要な対応をとる。警察への通報は報告を受けた委託者が速やかに行う。

(浄水場等の一般管理)

第20条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、浄水場等の保安及び安全等について、十分注意を払わなければならない。

- 2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出しその承認を受けるものとする。

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第21条 浄水場等における業務の主な内容は次のとおりとし、各業務の詳細及び業務範囲については、第 21 条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

- (1) 運転監視制御業務
 - 1) 浄水場等の施設及び設備機器の運転、操作、制御
 - 2) 委託対象施設の監視及び記録（データベース化）
 - 3) 浄水場等の巡視点検、設備機器のメンテナンス及び簡易な修繕
 - 4) 水質計器のメンテナンス及び薬品類の保管管理
 - 5) 委託対象施設及び設備機器の故障等及び緊急時の対応（現場確認と簡易的な復旧操作施設は特記仕様書の別表-1場外施設一覧表を参照のこと）
 - 6) 場外施設の巡視点検（週 1 回を原則とする）及び簡易な修繕
 - 7) 原水異常時の粉末活性炭溶解及び注入作業
 - 8) その他業務上必要な諸作業
（土日祝日、年末年始の休日の採水及び緊急時の採水等）
- (2) 自家用電気工作物保安管理業務
- (3) 高圧電気工作物点検業務
- (4) 電気工作物点検業務
- (5) 計装設備点検業務
- (6) 梅田浄水場電気工作物点検業務
- (7) 水質管理業務
- (8) その他業務
 - 1) 電話及び来客者等の対応
 - 2) 小学校等の見学者等の対応
 - 3) 取水口、除塵機、取水井ピット、取水ポンプ井、沈殿池、沈砂池までの清掃及び汚泥等の搬出
 - 4) 水道管漏水時における委託者への通報及び災害緊急通報時における委託者への連絡
 - 5) 場外施設における委託者の補助業務（委託者が別途指定する施設のみ）
 - 6) 浄水場等保安及び環境整備（日常清掃・草刈り及び樹木伐採・竹林伐採）
 - 7) 気象観測施設の管理補助及び観測環境の維持補助並びに照会に対する回答（軽微な修繕を含む）
 - 8) 管末残留塩素測定表の回収（測定は委託者が別途業務委託する）

(施設等の制御及び監視)

第22条 受託者は、委託対象施設及び設備機器の制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行うものとする。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
- (2) 取水及び送水設備の適正な流量管理
- 2 受託者は、次のとおり制御及び監視を実施すること。
 - (1) 受変電設備の監視
 - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水流量等の監視及び制御
 - (3) 赤岩用水路の監視及び制御並びに水門の開閉操作
 - (4) 浄水場等の各池の水位、流量等の監視及び制御
 - (5) 浄水場等のポンプ設備の流量監視及び制御

- (6) 沈砂池、沈殿池、急速ろ過池、活性炭注入設備、薬品注入設備の運転監視及び制御
 - (7) 濁度、pH 値、残留塩素等水質の監視
 - (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
 - (9) 薬品類、潤滑油脂類等の残量記録及び制御
 - (10) 梅田浄水場の遠方監視制御
 - (11) 排水処理施設の監視及び制御
 - (12) 生物水槽の監視及び監視水槽の清掃並びに汚泥等の搬出
 - (13) 加圧所、配水場等の監視及び制御
 - (14) 採水、ろ過池洗浄作業及び付随する下水放流作業
 - (15) 委託対象施設の監視を行い不審者、不審物の発見又は警報発報時に委託者に連絡
 - (16) その他浄水場運転マニュアルを参照し遵守すること
- 3 受託者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要な事項については、記録（データベース化を含む）しなければならない。なお、必要に応じて、委託者に報告するものとする。また、電気・機械設備等で修繕及び更新が必要と思われる場合についても報告をする。

(巡視点検)

第23条 受託者は、次のとおり、巡視点検を実施するものとする。

- (1) 受変電設備
- (2) 送水ポンプ・取水井
- (3) 薬品注入設備
- (4) 建物付帯設備機器
- (5) 場内各所及び各室の現場状況
- (6) 沈殿池設備
- (7) 急速ろ過設備
- (8) 活性炭注入設備
- (9) 排水処理設備
- (10) 場外施設（特記仕様書の別表-1場外施設一覧表を参照のこと）
- (11) その他業務上必要な巡視点検

(電気工作物)

第24条 電気事業法の自家用電気工作物に該当する設備の保安業務は電気主任技術者が行うものとし、詳細は次のとおりとする。

- (1) 電気主任技術者は、以下の要件を満していることとする。
 - 1) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 電気主任技術者の資格を有すること。
 - 3) 保安規程等の職務を達成することのできる職責を有すること。
- (2) 電気主任技術者の職務
 - 1) 自家用電気工作物の電気保安に関する業務の遂行について、維持管理の主体であり、電気事業法第 39 条第 1 項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持・運用する義務を負うものとする。
 - 2) 自家用電気工作物について、電気関係報告規則第 3 条第 2 項に掲げる事故等が発生した場合は、速やかに委託者に連絡するとともに、遅滞なく所轄の産業保安監督部に報告を行うものとする。
- (3) 電気主任技術者に関する事項

- 1) 受託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う電気主任技術者を選任し、所轄の産業保安監督部に届出を行うものとする。また、届出は、受託者が電気主任技術者として選任した者を伴って実施するものとする。
 - 2) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、受託者が電気主任技術者として選任した者の指示及び意見を尊重するものとする。
 - 3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、保安等に関し、電気主任技術者として選任された者の指示に従うものとする。
 - 4) 受託者が電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安等の監督業務を誠実にを行うものとする。
- (4) 保安等に関する事項
- 1) 受託者は、自家用工作物に関し、電気事業法第 42 条第 1 項の規定に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気主任技術者の参画の下で保安規程を作成し、所轄の産業保安監督部へ届出を行うものとする。
 - 2) 受託者は、保安規程の内容に変更が生じた場合は、変更となった事項を速やかに所轄の産業保安監督部に届出を行うものとする。
 - 3) 委託者は、受託者が作成した保安規程の内容を遵守するものとする。
 - 4) 受託者及び受託者に関係する従事者は、保安管理業務の遂行にあたり、保安規程等を厳守しなければならない。
 - 5) 保安規程に基づく電気設備点検について、年間予定及び実施結果を委託者に報告するとともに、所轄の産業保安監督部へ届出を行うものとする。
- (5) 連絡責任者に関する事項
- 1) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し、必要事項等について受託者の電気主任技術者との連絡調整にあたる連絡責任者を職員の中からあらかじめ選定しておくものとする。
 - 2) 委託者は、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに受託者に通知するものとする。
 - 3) 委託者は、連絡責任者を所轄の産業保安監督部が行う自家用電気工作物の立入検査に立ち合わせるものとする。
- (6) 電気主任技術者の外部委託に関する事項
- 1) 受託者がみなし設置者となる場合は、電気主任技術者業務の委託先について委託者の承諾を得るとともに、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすこと。
また、対象となる自家用電気工作物の工事、維持及び管理に関する保安を確保すること。

(高圧電気工作物点検業務)

第25条 受託者は、高圧電気工作物の点検を行うものとする。

(電気工作物点検業務)

第26条 受託者は、電気工作物の点検を行うものとする。

(計装設備点検業務)

第27条 受託者は、計装設備の点検を行うものとする。

(梅田浄水場電気工作物点検業務)

第28条 受託者は、梅田浄水場の電気工作物の点検を行うものとする。

(水質管理業務)

第29条 受託者は、次のとおり、水質管理業務を行うものとする。

- (1) 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に準拠した採水の実施

(業務統括管理)

第30条 受託者は、再委託の場合を問わず、次の業務統括管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に必要な工程（プロセス）管理及び進捗管理
- (2) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (3) 業務報告書等の作成及び整理並びに保存・保管
- (4) 運転操作（制御を含む）に伴う操作表（操作説明資料を含む）の作成
- (5) 浄水場等の自主管理（浄水場等に不審者が侵入した場合の防犯・防火対応等）
- (6) 完成図書等借受物品及び器具等の貸与品の管理並びに返却
- (7) 来客、電話及びFAX等の受付
- (8) 市民等から通報された水道管漏水事故情報等の委託者への連絡
- (9) 浄水場等の警備及び施錠並びに保安
- (10) 災害時等における緊急時対応業務（危機管理マニュアルの作成を含む）
- (11) その他、委託者が必要と認める浄水場運転マニュアル等の作成及び改定

(就業形態)

第31条 受託者は、次の業務の履行にあたり原則として次の就業形態を構築し実施するものとする。

(1) 運転管理業務

技能員が運転管理、運転監視制御、保全管理及びその他技術業務を行う。

勤務体制については、委託者と受託者との協議で決定する。

1) 元宿浄水場

次の時間帯において、特記仕様書に定める技能員が元宿浄水場に常駐し、運転監視制御を行う。ただし、2)の時間帯においては、梅田浄水場系統の運転管理を除くものとする。

- ・土日祝日の昼間8：30～17：15
- ・平日、土日祝日の夜間17：00～8：45

2) 梅田浄水場

次の時間帯において、特記仕様書に定める技能員が梅田浄水場に常駐し、運転監視制御を行う。

- ・平日の昼間8：30～17：15

(2) 巡視点検業務

受託者は、巡視点検として、元宿浄水場については1回/日（全日昼間）、梅田浄水場については2回/日（祝日を除く平日昼間）、新里地区については1回/週、黒保根地区については1回/週実施すること。また、巡視点検対象施設等を週に1回の頻度で巡視点検することを原則に、業務履行計画書を作成し、委託者の承認を得て実施すること。

(3) 緊急時及び必要の都度協議

緊急時には、第4条に基づき、必要な体制を構築すること。ただし、浄水場等の設備機器が自動化又は省力化若しくは遠方監視化等により、就業形態を変更しても所定の能力及び機能が確保されるような場合には、委託者と受託者が協議のうえ、就業形態を変更できるものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第32条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 受託者は、契約締結後 10 日以内に、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 委託業務着手届
 - (2) 総括責任者、副総括責任者、技能員及び水質管理担当者その他必要な従業員の選任届
 - (3) 業務履行計画書
 - (4) 貸与品等借用承認願
 - (5) 健康診断結果表（水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条）
 - (6) その他必要なもの
- 3 受託者は、当該年度に係る年間業務計画書を業務履行にあたり速やかに提出するとともに、当該年度業務完了後速やかに年間業務完了報告書を提出すること。
- 4 受託者は、当該月に係る月間業務計画書を前月 20 日までに提出するとともに、毎月の末日までに月間業務完了報告書を提出すること。
- 5 受託者は、業務完了後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 業務完了届
 - (2) 業務完了報告書
 - (3) その他当該年度業務完了に必要なもの（貸与品等の返却届等）
- 6 受託者は、運転管理等の日常的な状況を、翌日朝 9 時までに日報をもって委託者に報告すること。
- 7 受託者は、その他委託者が要求するものの提出を拒まないものとする。

第4章 その他

(業務検査)

第33条 受託者は、月間及び年間業務を完了したときには、特記仕様書に定める方法及び時期等に基づき、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

- 2 委託者は、随時、水質検査その他の環境計測等を行うことができるものとし、受託者は、これを拒むことはできず、これに協力しなければならない。

(経費の負担)

第34条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転監視制御費並びに維持管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。

(責任)

第35条 契約期間中に生じた運転及び維持管理等の業務履行上の不備、誤操作、契約不適合等による水質の異常は、受託者の負担及び責任において速やかに改善又は補償等により復旧又は機能回復等の解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等に伴う事故等、受託者の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(業務実施におけるリスクマネジメント)

第36条 受託者は、業務実施における浄水場等について、その水道技術管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設等の運転操作及び維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責を負うべき合理的な事由ある事項については、この限りでない。

- 2 業務履行上におけるリスクの公平な分担を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については各責任に応じて保険加入を実施するものとする。
- 3 受託者は、委託者との協議に基づき加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(附則)

第37条 受託者は、一般仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作及び維持管理上当然必要な業務等は、善良なる管理者の注意義務に基づく良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 受託者は、委託者が運転操作及び維持管理等にかかわる資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の承諾なく、委託対象施設等に係る委託者の所有物等を水道施設場外に持ち出してはならず、又業務に必要としないものを持ち込んではいない。

元宿浄水場等運転管理業務委託
「長期継続契約」

特記仕様書

令和8年4月

桐生市水道局

目 次

第 1 条	(目的)	特- 1
第 2 条	(業務範囲及び業務対象設備等)	特- 1
第 3 条	(職階及び有資格者の基準)	特- 1
第 4 条	(業務履行計画書の要領)	特- 2
第 5 条	(年間業務計画書及び年間業務完了報告書)	特- 2
第 6 条	(月間業務計画書及び月間業務完了報告書)	特- 3
第 7 条	(業務完了報告書)	特- 3
第 8 条	(業務完了検査)	特- 3
第 9 条	(巡視点検業務)	特- 4
第10 条	(自家用電気工作物保安管理業務)	特- 4
第11 条	(高圧電気工作物点検業務)	特- 4
第12 条	(電気工作物点検業務)	特- 4
第13 条	(計装設備点検業務)	特- 4
第14 条	(梅田浄水場電気工作物点検業務)	特- 4
第15 条	(水質管理業務)	特- 4
第16 条	(経費の負担)	特- 4
第17 条	(緊急時対応)	特- 5

【別添図表等の一覧】

(目的)

第1条 この特記仕様書は、「元宿浄水場等運転管理業務委託「長期継続契約」一般仕様書」(以下「一般仕様書」という。)について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務の範囲及び業務対象設備等)

第2条 一般仕様書第3条「業務の範囲」に規定する業務の適用範囲及び業務対象となる設備は、別表-1「場外施設一覧表」に示す設備とする。

2 本業務を履行する水道施設の詳細の施設概要を別表-7「施設概要表」に示す。

(1) 浄水場の諸元

1) 水道施設の管理体系

桐生市水道事業の給水区域は、旧桐生地区(旧桐生市)、新里地区(旧新里村)、黒保根地区(旧黒保根村)の3地区に区分され、それぞれの水源を確保しながら水道水の供給を行っている。

なお、各給水区域の配水系統図及び給水区域図を別図-1、別図-3に示す。

2) 計画水質

水道法第4条の規定に基づく「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合し、給水区域末端部での遊離残留塩素濃度は0.1mg/L以上、浄水場ろ過池での出口濁度は0.1度以下を維持すること。

3) 運転操作及び監視並びに制御等に係る諸元等

委託業務の対象施設等に係るシステム系統図を別図-2に示す。

3 本特記仕様書に定めのない事項は、一般仕様書によるものとする。また、本特記仕様書と一般仕様書とで内容が異なる場合は、本特記仕様書を優先する。なお、一般仕様書及び特記仕様書等に記載なき事項で業務遂行に必要なものについては、委託者との協議によるものを除き、桐生市業務委託契約約款(調査・設計)を適用するものとする。

(職階及び有資格者の基準)

第3条 一般仕様書第6条「職階及び有資格者の基準」とは、次のとおりとする。

(1) 総括責任者

- ・技術上の業務を統括する責任者として、職員の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
- ・契約書、一般仕様書、特記仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設等の機能を把握し、委託者と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- ・設備等の機能及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の構築に努めること。
- ・表流水を原水とする凝集沈殿処理と急速ろ過処理を有する浄水施設(配水量の規模を問わない)において、過去10年以内に3年以上の運転管理業務の実務経験を有する者を配置すること。
- ・水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者を配置すること。

(2) 副総括責任者

- ・総括責任者を補佐及び代行ができ、各業務の責任者としての的確な判断ができる者であること。

- ・浄水場運転管理（工業用水及び簡易水道を除く）業務の実務経験が3年以上ある者、又は水道浄水施設管理技士3級を有する者であること。

(3) 技能員

- ・運転操作、監視、巡視点検等の作業について必要とされる技能を備えた者。
(第1種電気工事士又は認定電気工事従事者2名以上、電気主任技術者1名以上、危険物取扱者甲種又は乙種第4類2名以上)
- ・浄水場運転管理（工業用水道及び簡易水道を除く）業務の実務経験年数2年以上を有する者を全従事者の1/2以上選任すること。

(4) 水質管理担当者

- ・浄水場の水質管理では、原水水質の変動により、浄水処理における薬品注入を的確に判断する技術力が要求されるため、それらの知識、技術及び経験を有する水質管理担当者を選任すること。

(業務履行計画書の要領)

第4条 一般仕様書第7条「業務履行計画書」は日本産業規格A版により作成し、原則としてA4(A3折を含む)とする。

2 業務履行計画書の構成は、次のとおりとする。

- (1)「業務概要に関すること」は、水道施設の公共性及び重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における運転操作及び維持管理等の基本方針及びその理念並びに概要について、受託者の委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。
- (2)「業務組織に関すること」は、運転管理等業務を遂行する上で必要な組織及び体制等について、業務組織及び業務分担並びに緊急時体制、その他業務履行に必要な組織及び体制を、履行目的と系統（業務プロセスを含む）の関係性及び業務分担（業務上の責任）等が明確に把握できるよう記載すること。
- (3)「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転操作・監視制御計画や設備等の保守点検、巡視点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。
- (4)「業務方法に関すること」は、浄水場等施設を安定的に運転操作及び維持管理等により管理運営していくため、運転操作指標、各設備等の運転方法及び要点（特徴）、日常点検及び巡視点検の履行内容、点検頻度、点検要領、清掃の履行内容、清掃頻度、清掃要領等、その他必要な事項について具体的かつ明瞭に記載すること。
- (5)「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための労働安全衛生管理にかかわる基準、労働安全衛生に関する組織体制等について具体的かつ明瞭に記載すること。
- (6)「各種報告書様式」は、契約書、一般仕様書及び特記仕様書等で報告義務が課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要なものについて定型の様式（日報を含む）を作成し、委託者の承認を得ること。

(年間業務計画書及び年間業務完了報告書)

第5条 一般仕様書第8条第1項「年間業務計画書等」に記載する内容は、一般仕様書第2章「業務範囲と業務内容」について具体的かつ明瞭に記載すること。

2 年間業務完了報告書は、年間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績及び進捗等が明らかとなるよう具体的に記載すること。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書)

第6条 一般仕様書第9条第1項及び第2項「月間業務計画書等」に記載する内容は、一般仕様書第2章「業務範囲と業務内容」について具体的かつ明瞭に記載すること。

2 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績及び進捗等が明らかとなるよう具体的に記載すること。

(業務完了報告書)

第7条 月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書は以下について報告すること。

2 月間業務完了報告書は、以下の書類と合わせて業務完了月毎に提出すること。

- (1) 月間業務完了検査願
- (2) 月間業務完了届
- (3) 月間業務完了報告書
- (4) その他業務検査必要書類

3 年間業務完了報告書は、以下の書類と合わせて各年度末に提出すること。

- (1) 年間業務完了検査願
- (2) 年間業務完了届
- (3) 年間業務完了報告書
- (4) その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第8条 業務完了検査は、次の方法及び時期に基づき行うものとする。ただし、次項以降の記述で不足する場合は、業務委託契約書第25条を準用する。

2 月間業務完了検査

(1) 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者の立会いのもとに行うものとする。

(2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

また、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく月間業務完了届を委託者に提出すること。

(3) 検査は、月間業務計画書に基づき受託者が提出した月間業務完了報告書の内容について履行内容の照合、照査及び確認等により行う。

(4) 月間業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

(5) 検査結果により、不合格となった部分又は契約内容があるときは、受託者は速やかに不合格部分又は契約不適合を改良及び修補等により追完し、委託者の再検査を受けるものとする。

3 年間業務完了検査

(1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者の立会いのもとに行うものとする。

(2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく年間業務完了届を委託者に提出すること。

(3) 検査は、年間業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について履行内容の照合、照査及び確認等により行う。

- (4) 年間業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果により、不合格となった部分又は契約内容があるときは、受託者は速やかに不合格部分又は契約不適合を改良及び修補等により追完し、委託者の再検査を受けるものとする。

(巡視点検業務)

第9条 受託者は、一般仕様書第23条「巡視点検」について、関係法令に定める規定及び別紙-1「巡視点検業務要領」に基づき巡視点検を実施すること。巡視点検業務の場外対象施設は、別表-1「場外施設一覧表」のとおりとする。

(自家用電気工作物保安管理業務)

第10条 受託者は、自家用電気工作物について、関係法令に定める規定に基づき点検を実施すること。点検対象施設は、別表-2「自家用電気工作物点検対象施設」とする。

(高圧電気工作物点検業務)

第11条 受託者は、一般仕様書第25条「高圧電気工作物点検業務」について、別表-3「高圧電気工作物点検業務内容」に基づき点検を実施すること。

(電気工作物点検業務)

第12条 受託者は、一般仕様書第26条「電気工作物点検業務」について、別表-4「電気工作物点検業務内容」に基づき点検を実施すること。

(計装設備点検業務)

第13条 受託者は、一般仕様書第27条「計装設備点検業務」について、点検を実施すること。点検対象設備は、委託者と各年度で協議し、決定すること。

(梅田浄水場電気工作物点検業務)

第14条 受託者は、一般仕様書第28条「梅田浄水場電気工作物点検業務」について、別表-5「梅田浄水場電気工作物点検業務」に基づき点検を実施すること。

(水質管理業務)

第15条 受託者は、一般仕様書第29条「水質管理業務」について、厚生労働省が発行する「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき採水を実施すること。採水対象施設は、別表-6「採水対象施設一覧表」とする。

(経費の負担)

第16条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンタ、コピー機等の事務備品
ただし、委託者が保有する事務備品の使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
ただし、委託者が保有する事務備品の使用を認めた場合は、この限りではない。
- (3) ポット、食器棚、茶器、台所用品、什器等の消耗品
ただし、委託者が保有する消耗品の使用を認めた場合は、この限りではない。

- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護具機器及び用具
- (5) 電話、ファックス等通信機器の設置工事費及び維持費
緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット等は、委託者の承諾のもと委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (6) 浄水場等の巡視点検のための残留塩素チェッカー及び装置並びに工具
- (7) 消耗品等の調達及び管理費用
- (8) 各種保険の加入に係る経費（受託者の分担分）
- (9) 健康診断として年2回の検便（4月、10月）に要する経費
ただし、人事異動等があった場合は、随時行うものとする。

（緊急時対応）

第17条 受託者は、緊急時における初動対応を踏まえ、委託業務対象施設のうち元宿浄水場に1時間以内に入場可能な従事者を3人以上配置すること。なお、受託者は、当該従業員の浄水場への到達経路等を業務履行計画書に明記するものとする。

【別添図表等の一覧】

- 別表-1 場外施設一覧表
- 別表-2 自家用電気工作物点検対象施設
- 別表-3 高圧電気工作物点検業務内容
- 別表-4 電気工作物点検業務内容
- 別表-5 梅田浄水場電気工作物点検業務備内容
- 別表-6 採水対象施設一覧表
- 別表-7 施設概要表

- 別図-1 配水系統図
- 別図-2 システム系統図
- 別図-3 給水区域図

- 別紙-1 場外施設の巡視点検業務実施要領

別表-1 場外施設一覧表

(1) 旧桐生地区

施設名	住所	施設 状態	監視 場所	操作 場所	現場確認 ・簡易復旧対象
赤岩用水路		稼働中	元宿	元宿	対象
元宿浄水場（高架水槽含む）	元宿町 14 番 37 号	稼働中	元宿	元宿	対象
梅田浄水場	梅田町 4 丁目 259 番	稼働中	元宿	元宿	対象
水道山低区配水場	堤町 1 丁目 2816 番地	稼働中	元宿		対象
水道山高区配水場	堤町 3 丁目 2816 番地 11	稼働中	元宿		対象
村松配水場	宮本町 4 丁目 2869 番地 3	稼働中	元宿	元宿	対象
広沢配水場	広沢町 4 丁目 4662 番地	稼働中	元宿	元宿	対象
上菱低区配水場	菱町 5 丁目 321 番地	稼働中	元宿	元宿	対象
上菱高区配水場	菱町 5 丁目 794 番地	廃止			用地管理
梅田浄水場浄水池	梅田町 4 丁目 259 番地	稼働中	元宿	元宿	対象
岡の上配水場	広沢町 3 丁目 4279 番地 24	稼働中	元宿		対象
黒川配水場	菱町 4 丁目 2469 番地 2	稼働中	元宿		対象
青葉台高区配水場	堤町 3 丁目 2687 番地	稼働中	元宿		対象
青葉台低区配水場	堤町 3 丁目 2685 番地 69	稼働中	元宿		対象
青葉台配水場	堤町 3 丁目 2685 番地 59	稼働中	元宿		対象
一色配水場	菱町 2 丁目 1573 番地	稼働中	元宿		対象
南公園高架水槽	広沢町 5 丁目 4716 番地 17	稼働中	元宿		対象
栃久保配水場	川内町 5 丁目 2199 番地 1	稼働中	元宿	元宿	
梅田配水場	梅田町 3 丁目 182 番地	稼働中	元宿		対象
堂場配水場	川内町 5 丁目 2604 番地 1	稼働中	元宿		対象
桐陽台配水場	菱町 2 丁目 3540 番地 2	稼働中	元宿		対象
城の岡配水場	菱町 1 丁目 3420 番地 3	稼働中	元宿		対象
広沢南配水場	広沢町 5 丁目 4740 番地 96	休止中			対象
軍場配水場	梅田町 4 丁目 1769 番地 5	稼働中	元宿	元宿	対象
後沢配水場	梅田町 5 丁目 7445 番地 2	稼働中	元宿		対象
黒川加圧所	菱町 4 丁目 2434 番地 6	稼働中	元宿		対象
梅田加圧所	梅田町 2 丁目 83 番地 7	廃止			用地管理
水道山加圧所	堤町 1 丁目 5 番地 7	稼働中	元宿	元宿	対象
一色加圧所	菱町 2 丁目 1781 番地 1	稼働中	元宿	元宿	対象
南公園加圧所	広沢町 5 丁目 1787 番地 1	稼働中	元宿	元宿	対象
川内町五丁目加圧所	川内町 5 丁目 1290 番地 2	稼働中	元宿	元宿	対象
城の岡加圧所	菱町 1 丁目 3417 番地 15	稼働中	元宿	元宿	対象
青葉台加圧所	場町 3 丁目 2681 番地 7	稼働中	元宿	元宿	対象
釈迦堂加圧所	川内町 1 丁目 453 番地	稼働中	元宿		対象
名久木加圧所	川内町 5 丁目 3844 番地	稼働中	元宿		対象
広沢町三丁目加圧所	広沢町 3 丁目 3931 番地	稼働中	元宿	元宿	対象
軍場加圧所	梅田町 4 丁目 799 番地 4	廃止			用地管理
村松加圧所	宮本町 4 丁目 2869 番地 3	稼働中	元宿		対象
姥沢ラインポンプ	広沢町 3 丁目 4591 番地付近	稼働中			対象
堤町ラインポンプ	堤町 2 丁目 3 番 23 号先	稼働中			対象
平井ラインポンプ	平井町 2 丁目 16 番地	稼働中			対象
青葉台ラインポンプ	堤町 3 丁目 2865 番地 59	稼働中	元宿		対象
広沢配水場ベンチュリー室	広沢町 4 丁目 1844 番地 9	稼働中			対象
水道山高区送水ポンプ	広沢町 4 丁目 1844 番地 9	稼働中	元宿	元宿	対象

(2) 新里地区

施設名	住所	施設 状態	監視場所	操作 場所	現場確認 ・簡易復旧対象
新里第6水源地	新里町赤城山864番地121	稼働中	元宿・新里支所		
新里第8水源地	新里町赤城山923番地243	稼働中	元宿・新里支所		
新里第9水源地	新里町赤城山1418番地2	稼働中	元宿・新里支所		
新里第10水源地	新里町赤城山929番地216	稼働中	元宿・新里支所		
新里第2水源地	新里町赤城山745番地4	稼働中	元宿・新里支所		
新里第1配水場	新里町赤城山542番地35	稼働中	元宿・新里支所		
新里第2配水場	新里町奥沢552番地2	稼働中	元宿・新里支所		
新里第3配水場	新里町大久保456番地4	休止中	元宿・新里支所		
新里第5配水場	新里町関27番地	稼働中	元宿・新里支所		
新里第6配水場	新里町山上1693番地1	稼働中	元宿・新里支所		
新里第8配水場	新里町赤城山923番地243	稼働中	元宿・新里支所		
新里第9配水場	新里町赤城山919番地149	稼働中	元宿・新里支所		
新里第10配水場	新里町板橋245番地4	稼働中	元宿・新里支所		
不二山配水場	新里町新川3111番地4	稼働中	元宿・新里支所		
十三塚配水場	新里町新川2664番地5	稼働中	元宿・新里支所		

(3) 黒保根地区

施設名	住所	施設 状態	監視場所	操作 場所	現場確認 ・簡易復旧対象
黒保根浄水場 (配水場含む)	黒保根町下田沢1900番地 53、841	稼働中	元宿・黒保根支所		
田沢浄水場 (配水場含む)	黒保根町上田沢2016番地	稼働中	元宿・黒保根支所		
古谷配水場	黒保根町上田1851番地1	稼働中	元宿・黒保根支所		
高檜配水場	下田1541-1	稼働中	元宿・黒保根支所		

(4) 黒保根地区水源

施設名	住所	施設 状態	監視場所	操作 場所	現場確認 ・簡易復旧対象
黒保根第1水源		稼働中	元宿・黒保根支所		
黒保根第2水源		稼働中	元宿・黒保根支所		
田沢第1水源		稼働中	元宿・黒保根支所		

(5) 黒保根地区減圧槽

施設名	住所	施設 状態	監視場所	操作 場所	現場確認 ・簡易復旧対象
桑の代		稼働中	元宿・黒保根支所		
上野		稼働中	元宿・黒保根支所		
水沼		稼働中	元宿・黒保根支所		
田沢下		稼働中	元宿・黒保根支所		
栗門		稼働中	元宿・黒保根支所		
湧丸		稼働中	元宿・黒保根支所		
清水		稼働中	元宿・黒保根支所		
船久保		稼働中	元宿・黒保根支所		
一の鳥居		稼働中	元宿・黒保根支所		
新林		稼働中	元宿・黒保根支所		
原		稼働中	元宿・黒保根支所		
出合原（北）		稼働中	元宿・黒保根支所		
出会原（南）		稼働中	元宿・黒保根支所		
川口		稼働中	元宿・黒保根支所		
笹後		稼働中	元宿・黒保根支所		

別表-2 自家用電気工作物点検対象施設

施設名	住所
元宿浄水場	元宿町14番37号
水道山加圧所	堤町1丁目5番7号
青葉台加圧所	場町3丁目2681番地の7
梅田浄水場	梅田町4丁目259番

別表-3 高圧電気工作物点検業務内容

1. 点検業務実施時期：令和8年度～令和10年度

2. 点検業務内容及び点検対象

- ①配電盤点検（目視・清掃）
- ②絶縁抵抗測定
- ③継電器試験
- ④保護連動（警報）試験
- ⑤シーケンサ試験

2-1 配電盤点検（目視・清掃）

2-1-1 元宿浄水場

1. 新電気室

- ①引込盤
- ②受電盤
- ③自家発連結盤
- ④送水電気室き電盤
- ⑤管理棟電気室き電盤
- ⑥コンデンサー一次盤
- ⑦No.1-1 コンデンサ盤
- ⑧No.1-2 コンデンサ盤
- ⑨No.2-1 コンデンサ盤
- ⑩No.2-2 コンデンサ盤

- ⑪直流電源盤
- ⑫入出力装置盤

2. 管理棟電気室

- ①引込盤
- ②照明変圧器一次盤
- ③200V 変圧器一次盤
- ④照明変圧器盤
- ⑤200V 変圧器盤
- ⑥排水処理電源盤
- ⑦動力分電盤

3. 送水電気室・送水ポンプ室

- ①引込盤
- ②200V 変圧器一次盤
- ③照明変圧器一次盤
- ④400V 変圧器一次盤
- ⑤400V 変圧器盤
- ⑥200V 変圧器盤
- ⑦照明変圧器盤
- ⑧400V 分電盤

- ⑨200V 分電盤
- ⑩照明分電盤
- ⑪1号広沢送水ポンプ盤
- ⑫2号広沢送水ポンプ盤
- ⑬3号広沢送水ポンプ盤
- ⑭1号低区送水ポンプ盤
- ⑮2号低区送水ポンプ盤
- ⑯3号低区送水ポンプ盤
- ⑰1号高架水槽揚水ポンプ盤
- ⑱2号高架水槽揚水ポンプ盤
- ⑲3号高架水槽揚水ポンプ盤
- ⑳1号洗浄水槽揚水ポンプ盤
- ㉑2号洗浄水槽揚水ポンプ盤
- ㉒1・2号広沢送水ポンプ現場盤
- ㉓3号広沢・1号低区送水ポンプ現場盤
- ㉔2・3号低区送水ポンプ現場盤
- ㉕1・2・3号高架水槽揚水ポンプ現場盤
- ㉖1・2号洗浄水槽揚水ポンプ現場盤
- ㉗排水桝排水ポンプ現場盤
- ㉘4号揚水ポンプ現場盤

4. 発電機室

- ①No.2 発電機盤
- ②自動始動盤
- ③自動同期・補機盤

2-1-2 水道山加圧所

1. ポンプ室

- ①引込盤
- ②受電盤
- ③変圧器盤
- ④低圧主幹盤
- ⑤No.1 送水ポンプ盤
- ⑥No.2 送水ポンプ盤
- ⑦No.3 送水ポンプ盤
- ⑧計装・テレメータ盤
- ⑨電灯分電盤

2-1-3 青葉台加圧所

1. ポンプ室
 - ①引込盤
 - ②受電盤
 - ③400V 変圧器盤
 - ④200V 変圧器盤
 - ⑤照明変圧器盤
 - ⑥コントロールセンター盤
 - ⑦共通補助継電器盤
 - ⑧No.1～4 ポンプ用補助継電器盤
 - ⑨テレメータ盤 (1)
 - ⑩テレメータ盤 (2)

2-2 接地抵抗測定

2-2-1 元宿浄水場

1. 新電気室
 - ①P A S 本体・S O G 本体装置
 - ②P A S 本体 (L A)
 - ③高圧機器
 - ④変圧器 2 次接地
 - ⑤計装機器
 - ⑥動力分電盤・I / O 盤
 - ⑦L A (左側)
2. 送水電気室・送水ポンプ室
 - ①屋外設置端子箱
3. 発電機室
 - ①補機

2-2-2 水道山加圧所

- ①避雷器
- ②高圧機器
- ③変圧器二次
- ④400V 機器
- ⑤低圧機器
- ⑥各ポンプ盤
- ⑦E D S
- ⑧補助極
- ⑨引込柱 (P A S)

2-2-3 青葉台加圧所

- ①引込第 1 号柱 高圧機器 (P A S 本体)
- ②引込第 1 号柱 S O G (Z 2)
- ③引込第 1 号柱 制御専用金属製外箱
- ④受電室 高圧機器 A
- ⑤受電室 避雷器
- ⑥受電室 変圧器中性点
- ⑦受電室 400V 機器

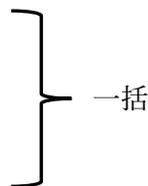
- ⑧受電室 100/200V 機器
- ⑨受電室 B 計装・TM

2-3 高圧絶縁抵抗測定

2-3-1 元宿浄水場

1. 新電気室

- ①PAS 二次～受電盤 遮断器一次
- ②受電盤 遮断器二次
 - ～コンデンサ盤 真空遮断器一次
 - ～送水電気室き電盤 真空遮断器一次
 - ～管理棟電気室き電盤 真空遮断器一次
 - ～自家発連結盤 真空遮断器一次
- ③送水電気室き電盤 真空遮断器二次
 - ～送水電気室 真空遮断器一次
- ④自家発連結盤 真空遮断器二次
 - ～発電機室 真空遮断器一次
- ⑤コンデンサ盤真空遮断器二次
 - ～No.1・No.2 各コンデンサ盤真空負荷開閉器一次
- ⑥No.1 コンデンサ盤 (1) 真空負荷開閉器
 - ～コンデンサ SC1
- ⑦No.1 コンデンサ盤 (2) 真空負荷開閉器
 - ～コンデンサ SC2
- ⑧No.2 コンデンサ盤 (1) 真空負荷開閉器
 - ～コンデンサ SC3
- ⑨No.2 コンデンサ盤 (2) 真空負荷開閉器
 - ～コンデンサ SC4



2. 管理棟電気室

- ①新電気室き電盤 VCB 二次
 - ～引込盤 VCB 一次
- ②母線一括
 - * 照明変圧器一次盤及び 200V 変圧器一次盤 VCB 開放
- ③照明変圧器一次盤 VCB 二次
 - ～照明変圧器盤変圧器一次
- ④200V 変圧器一次盤 VCB 二次
 - ～200V 変圧器盤変圧器一次

3. 送水電気室

- ①新電気室 送水電気室き電盤 VCB 二次
 - ～送電室引込盤 DS 一次
- ②送水電気室引込盤 DS 二次
 - ～各 VCB 一次
- ③400V 変圧器一次盤 VCB 二次
 - ～400V 変圧器盤 Tr 一次
- ④200V 変圧器一次盤 VCB 二次
 - ～200V 変圧器盤 Tr 一次
- ⑤照明変圧器一次盤 VCB 二次
 - ～照明変圧器盤 Tr 一次

4. 発電機室

No.2 発電機盤

- ①自家発連結盤遮断器一次
～No.2 発電機盤遮断器二次
- ②発電機盤遮断器一次
～発電機
- ③VCB 単体

2-3-2 水道山加圧所

- ①PAS～DS1 次側高圧引込ケーブル
- ②DS 二次側～高圧機器一括

2-3-3 青葉台加圧所

- ①PAS～引込ケーブル
- ②受電 DS～CB1 次
- ③受電 CB2 次母線
- ④照明変圧器
- ⑤200V 級変圧器
- ⑥400V 級変圧器
- ⑦コンデンサ

2-4 低圧絶縁抵抗測定

2-4-1 水道山加圧所

- ①高圧受電盤 (4)
- ②No.1 送水ポンプ盤 (5)
- ③No.2 送水ポンプ盤 (5)
- ④No.3 送水ポンプ盤 (7)
- ⑤変圧器盤 (10)
- ⑥低圧主幹盤 (26)
- ⑦低圧電灯盤 (5)

計 62 箇所

2-4-2 青葉台加圧所

- ①400V 盤 (1)
- ②200V 変圧器盤 (1)
- ③照明変圧器盤 (6)
- ④使用設備 (20)

計 28 箇所

2-5 継電器試験

2-5-1 元宿浄水場

1. 新電気室

- ①地絡継電器試験
1号柱 PAS、送水電気室き電地絡継電器、管理棟電気室き電地絡継電器
- ②保護継電器試験
受電電圧不足継電器、コンデンサ一次不足継電器、コンデンサ一次地絡過電圧継電器、受電過電流継電器、送水電気室過電流継電器、管理棟電気室過電流継電器、コンデンサ一次過電流継電器

2. 管理棟電気室

①地絡継電器試験

照明変圧器二次地絡継電器、200V 変圧器二次地絡継電器

②保護継電器試験

管理棟電気室過電流継電器（引込盤）、照明変圧器一次過電流継電器、
200V 変圧器一次過電流継電器

3. 送水電気室

①地絡継電器試験

400V 変圧器一次地絡継電器、照明変圧器二次地絡継電器、200V 変圧器二
次地絡継電器

②保護継電器試験

200V 変圧器一次過電流継電器、照明変圧器一次過電流継電器、400V 変圧
器一次過電流継電器

③3E 継電器試験

1号広沢送水ポンプ盤、2号広沢送水ポンプ盤、3号広沢送水ポンプ盤、1
号低区送水ポンプ盤、2号低区送水ポンプ盤、3号低区送水ポンプ盤、1号高
架水槽揚水ポンプ盤、2号高架水槽揚水ポンプ盤、3号高架水槽揚水ポンプ
盤、1号洗浄揚水ポンプ盤、2号洗浄水槽揚水ポンプ盤

4. 発電機室

①保護継電器試験

不足電圧継電器、過電圧継電器、過電流継電器

2-5-2 水道山加圧所

①地絡方向継電器試験

地絡方向継電器（受電）

②地絡継電器試験

地絡継電器（軽漏電）、地絡継電器（重漏電）

③保護継電器試験

受電過電流継電器（51R-R）、受電過電流継電器（52R-T）受電不足継電器
（27R）

④3E 継電器試験

No.1 送水ポンプ、No.2 送水ポンプ、No.3 送水ポンプ

2-5-3 青葉台加圧所

①地絡方向継電器試験

地絡方向継電器（受電）

②地絡継電器

地絡方向継電器（400V 変圧器盤軽漏電）、地絡方向継電器（400V 変圧器
盤重漏電）

③保護継電器試験

過電流継電器（高圧受電盤）、不足電圧継電器（高圧受電盤）、過電流継電
器（200V 変圧器盤コンデンサ用）

④3E 継電器試験

No.1 送水ポンプ、No.2 送水ポンプ、No.3 送水ポンプ、No.4 送水ポンプ

2-6 保護連動（警報）試験

2-6-1 元宿浄水場

1. 新電気室

- ①受電盤 (4)
- ②送水電気室き電盤 (2)
- ③管理棟電気室き電盤 (2)
- ④コンデンサ1次盤 (3)
- ⑤No.1-1 コンデンサ盤 (4)
- ⑥No.1-2 コンデンサ盤 (4)
- ⑦No.2-1 コンデンサ盤 (4)
- ⑧No.2-2 コンデンサ盤 (4)

計 27 箇所

2. 管理棟電気室

- ①引込盤 (1)
- ②照明変圧器一次盤 (1)
- ③200V 変圧器一次盤 (1)
- ④照明変圧器盤 (5)
- ⑤200V 変圧器盤 (6)

計 14 箇所

3. 送水電気室

- ①200V 変圧器一次盤 (1)
- ②照明変圧器一次盤 (1)
- ③400V 変圧器一次盤 (1)
- ④400V 変圧器盤 (5)
- ⑤照明変圧器盤 (6)
- ⑥200V 変圧器盤 (6)
- ⑦400V 分電盤 (18)
- ⑧200V 分電盤 (11)
- ⑨照明分電盤 (10)
- ⑩1号広沢送水ポンプ盤 (5)
- ⑪2号広沢送水ポンプ盤 (5)
- ⑫3号広沢送水ポンプ盤 (5)
- ⑬1号低区送水ポンプ盤 (5)
- ⑭2号低区送水ポンプ盤 (5)
- ⑮3号低区送水ポンプ盤 (5)
- ⑯1号高架水槽揚水ポンプ盤 (5)
- ⑰2号高架水槽揚水ポンプ盤 (5)
- ⑱3号高架水槽揚水ポンプ盤 (5)
- ⑲1号洗浄水槽揚水ポンプ盤 (5)
- ⑳2号洗浄水槽揚水ポンプ盤 (5)

計 114 箇所

4. 発電機室

- ①発電機盤 (3)

計 3 箇所

2-6-2 水道山加圧所

- ①PAS (1)
- ②受電盤 (3)

計 4 箇所

2-6-3 青葉台加圧所

- ①PAS (1)
- ②受電盤 (4)

計 5 箇所

2-7 シーケンサ点検

2-7-1 元宿浄水場

- 1. 新電気室
 - ①入出力装置盤 (シーケンサ・タッチパネル)
- 2. 水道山加圧所
 - ①計装・テレメータ盤 (シーケンサ)

2-8 蓄電池及び整流器点検

2-8-1 元宿浄水場

- 1. 新電気室
 - ①直流電源装置

3. 検査概要

3-1 検査

本業務に於ける検査は下記の通り実施する。また、検査に際しては、発注者及び請負者双方の主任技術者及び関係者が立ち会うものとする。

- 1)完成検査

別表-4 電気工作物点検業務内容

1. 点検業務実施時期：令和8年度～令和10年度

2. 点検対象

1.管理棟電気室

1)排水処理電源盤

水処理CC電源盤電源（二次側ブレーカ入）
（二次側ブレーカ切/幹線のみ）

2)照明変圧器盤

電灯盤（二次側ブレーカ入）
（二次側ブレーカ切/幹線のみ）

3)動力分電盤

既設プロワ電源
伝送装置電源
第3ろ過池
次亜注入機分電盤
空冷ヒートポンプチラー電源
直流電源装置主幹電源
新電気室空調電源

4) 電灯盤 左面

主幹 MCCB1

制御盤分電盤 UPS一次側 MCCB01

2F電灯分電盤 MCCB02

1F電灯分電盤 MCCB03

送水ポンプ電灯 MCCB04

既設水処理（2号ろ過池配電盤） MCCB05

第3ろ過池電灯 MCCB07

屋外照明（1） MCCB09

屋外照明（2） MCCB10

屋外照明（3） MCCB11

5) 電灯盤 右面

- 次重注入機室分電盤 M C C B 12
- 新電気室照明電源 M C C B 13
- シャワー室電灯・アクセサリ M C C B 16
- I T Vカメラ電源 M C C B 20
- 車両検知制御盤 M C C B 21
- 盤内表示回路 M C C B 22
- 門柱常夜灯 M C C B 23
- 2F P C電源 M C C B 24
- 新電気室盤内アクセサリ M C C B 25
- 管理棟電気室盤内アクセサリ M C C B 26
- 門扉電源盤 M C C B 29
- 薬品注入機室 M C C B 30
- R T収納BOX M C C B 31
- 発電機室 1 M C C B 31
- 発電機室 2 M C C B 33
- サーバー盤ファン電源 M C C B 34

2.発電機室

1) 自動同期・補助盤

- 空気圧縮機
- 燃料移送ポンプ
- 換気扇No.1
- 換気扇No.2
- プライミングポンプ
- 温水循環ポンプ
- 温水循環ヒーター
- 潤滑油ヒーター
- 発電機スペースヒーター

3.排水処理棟電気室

1) 低圧主幹盤

- 排水設備低圧主幹 (一次側)
- (二次側)

2) No.1 動力盤

- No.1 汚水池上澄水引抜ポンプ
- No.2 汚水池上澄水引抜ポンプ

3) No.2 動力盤

- No.1 汚水池汚泥引抜ポンプ
- No.2 汚水池汚泥引抜ポンプ

4) No.3 動力盤

- No.1 濃縮槽汚泥引抜ポンプ
- No.2 濃縮槽汚泥引抜ポンプ
- No.1 汚泥池汚泥引抜ポンプ
- No.2 汚泥池汚泥引抜ポンプ
- 汚泥池搔寄機

- 5) No.4 動力盤
 - No.1 洗浄用ポンプ
 - No.2 洗浄用ポンプ
 - 2F 補機盤
 - 汚水池動力盤
 - 濃縮槽スクリーン
 - 濃縮槽搔寄機
 - ポンプ室床排水ポンプ
 - No.1 床排水ポンプ
 - No.2 床排水ポンプ
 - 天井クレーン

- 6) 電灯照明盤
 - 電灯変圧器一次
 - 電灯変圧器二次

- 7) 電灯照明盤 裏面
 - 水銀灯電源
 - 屋内照明電源
 - 汚水池電灯盤
 - 2F 補機盤
 - 入出力盤電源
 - 盤内照明

- 8) 排水処理電灯分電盤
 - 20 A 14 箇所

4.送水電気室

- 1) 400V分電盤
 - 1～3号高架水槽揚水ポンプ盤
 - 1号・2号広沢送水ポンプ盤
 - 3号広沢・1号低区送水ポンプ盤電源
 - 2号・3号低区送水ポンプ盤電源
 - 1号・2号洗浄水槽揚水ポンプ盤電源
 - 6号・7号取水ポンプ盤電元
 - 8・9号取水ポンプ盤電源
- 2) 200V分電盤
 - 水質計器分電盤電源
 - コントロールセンタ CC-1
 - コントロールセンタ CC-2
 - 1系取水動力盤
 - 真空ポンプ動力盤制御電源

- 3) 照明分電盤
 - 電気室
 - 薬注室
 - 塩素室
 - 沈殿池機械室
 - 外灯 1
 - 外灯 2
 - 高架水槽電源
 - 1系取水電灯盤
 - 発電機室
 - 浄水池バルブ室
 - 沈殿池バルブ室
 - 取水ポンプ室
 - ろ過池サンプリングポンプ 2
 - 変換器盤制御電源
 - 水質計盤制御電源
 - 薬注室制御電源
 - 送水電気室盤内アクセサリ電源
- 4) 1号広沢送水ポンプ盤 (L S P-1)
 - 400V 電源主幹
 - 400V 電源主幹 Mg 二次
 - 200V 電源主幹
 - 200V 電源主幹 Mg 二次
- 5) 2号広沢送水ポンプ盤 (L S P-2)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 6) 3号広沢送水ポンプ盤 (L S P-3)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 7) 1号低区送水ポンプ盤 (L S P-4)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 8) 2号低区送水ポンプ盤 (L S P-5)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 9) 3号低区送水ポンプ盤 (L S P-6)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 10) 1号高架水槽揚水ポンプ盤 (L K Y P-6)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 11) 2号高架水槽揚水ポンプ盤 (L K Y P-7)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 12) 3号高架水槽揚水ポンプ盤 (L K Y P-8)

- 400V Mg 二次
- 200V Mg 二次
- 13) 1号洗浄水槽揚水ポンプ盤 (L S Y P-1)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次
- 14) 2号洗浄水槽揚水ポンプ盤 (L S Y P-2)
 - 400V Mg 二次
 - 200V Mg 二次

5.取水ポンプ室

1) 取水ポンプ室動力・電灯盤

- 動力主幹
- 取水口両水ゲート
- 活性炭注入制御盤
- 野外水銀灯
- 照明
- コンセント
- 制御電源

6.水質センター

1) 電灯盤

- 原子吸光室 測光室照明
- 理化学試験照明
- 細菌試験室照明
- 2階事務室照明
- 測光室配電箱
- 理化学試験室 コンセント 1
- 生物試験室 コンセント 1
- ガスクロ室 コンセント 1
- 処理室 コンセント 1
- 原子吸光室 コンセント 1
- 理化学試験室 コンセント 2
- 理化学試験室 コンセント 3
- 理化学試験室 コンセント 4
- 湯沸室 コンセント
- 細菌試験室 コンセント 1
- 細菌試験室 コンセント 2
- 原子吸光室 コンセント 2
- 理化学試験室 コンセント 5
- 細菌試験室 コンセント 3
- 理化学試験室 コンセント 6
- エアコン コンセント 1
- 無名 コンセント
- ポーチ廊下照明
- ガスクロ室 処理室 照明
- 2階便所更衣室 照明
- 2階会議室 照明
- 測光室 コンセント 1

ガスクロ室 コンセント 2
処理室 コンセント 2
原子吸光室 コンセント 3
原子吸光室 コンセント 4
理化学試験室 コンセント 7
理化学試験室 コンセント 8
理化学試験室 コンセント 9
細菌試験室 コンセント 4
細菌試験室 コンセント 5
細菌試験室 コンセント 6
測光室 コンセント 2
理化学試験室 コンセント 10
生物試験室 コンセント 2
2階湯沸室 コンセント
2階事務室 コンセント
予備 コンセント
エアコン コンセント 2
マッフル炉エアコン用
75A 増幅回路
増幅回路

2) 動力盤

ドラフト 15A
有圧扇 15A
汚水ポンプ 15A
A C-1 20A
A C-2 20A
活性炭チャンバー 30A
ガスマス 2P 15A
ドラフト 20A
原子吸光 2P
オートスチール 2P 40A

3. 点検内容

- 1) 絶縁抵抗計を用い、「2-1」点検対象の絶縁抵抗を測定する。
- 2) 測定中の写真を撮る。
- 3) 不具合箇所等あれば総括表にてまとめる。
- 4) 上記 1)～3) を併せた報告書及び契約書類等の提出。

別表-5 梅田浄水場電気工作物点検業務備内容

1. 点検業務実施時期：令和8年度～令和10年度

2. 点検業務内容及び点検対象

- ①配電盤点検（目視・清掃）
- ②絶縁抵抗測定
- ③継電器試験
- ④保護連動（警報）試験

2-1 配電盤点検（目視・清掃）

2-1-1 管理棟電気室

- ① 引込盤
- ② 受電盤
- ③ 主変圧器盤
- ④ 主変圧器二次盤
- ⑤ 200V 動力配電盤
- ⑥ 照明配電盤

2-2 接地抵抗測定

2-2-1 引込柱

- ① PAS 本体（LA）

2-2-2 管理棟電気室

- ① 接地端子箱
(EA,EA(LA)EB,EC(計算機),EC(計装),ED,ED(VVVF),EA(予備),ET1,ET2)

2-3 高圧絶縁抵抗測定

2-3-1 管理棟電気室

- ① PAS 二次
- ② 引込盤
- ③ 受電盤
- ④ 主変圧器盤

2-4 低圧絶縁抵抗測定

2-4-1 管理棟電気室

- ① 200V 動力配電盤 各動力負荷（負荷数 29）
- ② 照明配電盤 各照明負荷（負荷数 11）
- ③ 建築主幹盤(KMLP-0)(負荷数 6)
- ④ 動力制御盤(KP-1)(負荷数 12)
- ⑤ 動力制御盤(KP-R)(負荷数 11)
- ⑥ 電灯分電盤(KL-1-1)(負荷数 50)
- ⑦ 電灯分電盤(KL-1-2)(負荷数 44)
- ⑧ 電灯分電盤(K 外-1)(負荷数 11)

2-4-2 管理棟薬品注入機室

- ① PAC 移送ポンプ動力制御盤 (負荷数 4)
- ② 苛性移送ポンプ動力制御盤 (負荷数 4)
- ③ 次亜移送ポンプ動力制御盤 (負荷数 4)

2-4-3 管理棟自家発電気室

- ① 自家発電補機盤 (負荷数 3)

2-4-4 着水井電気室

- ① 取水設備動力盤 (負荷数 3)
- ② No.1 活性炭注入設備動力制御盤 (負荷数 8)
- ③ No.2 活性炭注入設備動力制御盤 (負荷数 4)
- ④ 建築主幹盤 (CMLP-1) (負荷数 8)
- ⑤ 動力制御盤 (負荷数 7)
- ⑥ 電灯用分電盤 (負荷数 19)

2-4-5 薬品沈殿池電気室

- ① No.1 沈殿池コントロールセンタ (負荷数 23)
- ② No.2 沈殿池コントロールセンタ (負荷数 23)
- ③ 建築主幹盤 (YMLP-1) (負荷数 8)
- ④ 動力制御盤 (YP-1) (負荷数 7)
- ⑤ 電灯用分電盤 (YL-1) (負荷数 23)

2-4-6 急速ろ過池電気室

- ① No.1 急速ろ過池動力制御盤 (負荷数 6)
- ② No.2 急速ろ過池動力制御盤 (負荷数 6)
- ③ 建築主幹盤 (RMLP-1) (負荷数 9)
- ④ 動力制御盤 (RP-1) (負荷数 15)
- ⑤ 電灯用分電盤 (RL-1) (負荷数 43)

2-4-7 浄水池電気室

- ① 表面線所用ポンプ動力制御盤 (負荷数 3)
- ② 軍場配水池送水ポンプ動力制御盤 (負荷数 4)
- ③ 梅田配水池送水ポンプ動力制御盤 (負荷数 4)
- ④ 浄水池設備動力制御盤 (負荷数 10)
- ⑤ 汚泥処理設備動力制御盤 (負荷数 20)
- ⑥ 建築主幹盤 (JMLP-1) (負荷数 5)
- ⑦ 動力制御盤 (JP-1) (負荷数 6)
- ⑧ 電灯用分電盤 (JL-1) (負荷数 23)

2-5 継電器試験

2-5-1 引込柱

- ① PAS (地絡方向)

2-5-2 管理棟電気室

- ① 受電盤 (過電流)
- ② 受電盤 (不足電圧)
- ③ 主変圧器二次盤 (地絡過電流)

2-6 保護連動（警報）試験

2-6-1 管理棟電気室

① 受電盤（1）

2-7 点検前の確認

発電機を設置し直流電源装置・軍場梅田両配水池送水ポンプの運転が停電時に出来るようにしておく。

この際、直流電源装置への仮設ケーブル接続の確認、両配水池への送水ができるように、負荷及び制御電源の送電についての確認を行う。

3.検査概要

3-1 検査

本業務に於ける検査は下記の通り実施する。また、検査に際しては、発注者及び請負者双方の主任技術者及び関係者が立ち会う。

1)完成検査

別表-6 採水対象施設一覧表

1 黒保根地区

施設名	住所	採水頻度	配水系統	保管日数	保管場所
黒保根浄水場 (ろ過室水栓)	黒保根町下田沢 1900 番地 53	土日祝日	黒保根浄水場	14 日間	黒保根浄水場 ろ過室
田沢浄水場	黒保根町上田沢 2016 番地	土日祝日	田沢浄水場	14 日間	田沢浄水場 宿直室

なお、平日の採水は、委託者が実施するものとする。

別表-7 施設概要表

1 取水・浄水施設

(1) 旧桐生地区

施設名	元宿浄水場	梅田浄水場
水源	渡良瀬川表流水	桐生川ダム湖水
所在地	元宿町 14 番 37 号	梅田町四丁目 259 番
設置年月	昭和 7 年 4 月	令和 3 年 4 月
面積	33,855 m ²	30,931 m ²
取水能力	72,500 m ³ /日	34,500 m ³ /日 (1 期工事完了分 11,500 m ³ /日)
設備等	〔ポンプ〕 取水用 9 台 送水用 21 台 洗浄水用 2 台 計 32 台	〔ポンプ〕 送水用 4 台 洗浄水用 6 台 計 10 台
	〔沈砂池〕 13,800 m ³ /日 2 池 22,450 m ³ /日 2 池	〔着水井〕 17,250 m ³ /日 2 池
	〔高速沈澱池〕 13,800 m ³ /日 2 池 23,000 m ³ /日 1 池	〔傾斜管沈澱池〕 8,625 m ³ /日 2 池
	〔横流式沈澱池〕 11,225 m ³ /日 5 池	
	〔急速ろ過池〕 27,600 m ³ /日 面積 24.0 m ² ×8 池 44,900 m ³ /日 面積 53.9 m ² ×8 池	〔急速ろ過池〕 17,250 m ³ /日 面積 15.6 m ² ×8 池
	〔浄水池〕 450 m ³ 1 池 1,220 m ³ 1 池 3,160 m ³ 5 池	〔浄水池〕 1,500 m ³ 3 池
	〔高架水槽〕 1,100 m ³ 1 槽	
	〔排水処理〕 汚水池 540 m ³ 1 池 汚泥池 720 m ³ 1 池 濃縮槽 1,280 m ³ 1 槽	〔排水処理〕 汚水池 250 m ³ 2 池 汚泥池 120 m ³ 2 池 調整槽 12.6 m ³ 2 槽
	〔非常用自家発電設備〕 1,000kVA 1 台	〔非常用自家発電設備〕 315kVA 1 台

(2) 新里地区

施設名	新里第 6 水源地	新里第 8 水源地	新里第 9 水源地
水源	地下水	地下水	地下水
所在地	新里町赤城山 864 番地 121	新里町赤城山 923 番地 243	新里町赤城山 1418 番地 2
設置年月	昭和 49 年 1 月	昭和 50 年 3 月	昭和 55 年 10 月
面積	501 m ²	522 m ²	112 m ²
取水能力	300 m ³ /日	213 m ³ /日	1,160 m ³ /日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 1 台	〔ポンプ〕 取水用 1 台	〔ポンプ〕 取水用 1 台

施設名	新里第 10 水源地	新里第 2 水源地
水源	地下水	地下水
所在地	新里町赤城山 919 番地 216	新里町赤城山 745 番地 4
設置年月	昭和 62 年 3 月	平成 8 年 12 月
面積	158 m ²	347 m ²
取水能力	1,417 m ³ /日	1,000 m ³ /日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 1 台	〔ポンプ〕 取水用 1 台

(3) 黒保根地区

施設名	黒保根浄水場	田沢浄水場
水源	高檜川表流水(第 1 水源) 深井戸地下水(第 2 水源)	沢入沢表流水(第 1 水源) 細程沢表流水(第 2 水源)
所在地	黒保根町下田沢 1900 番地 53、841	黒保根町上田沢 2016
設置年月	昭和 50 年 8 月	昭和 54 年 1 月
面積	5,405 m ²	1,408 m ²
取水能力	2,870 m ³ /日	150 m ³ /日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 4 台 逆洗用 3 台	
	〔沈砂池〕 480 m ³ 2 池	〔沈砂池〕 31 m ³ 1 池
	〔急速ろ過機〕 565 m ³ /日 3 基	〔急速ろ過機〕 150 m ³ /日 2 基
	〔配水池〕 364 m ³ 1 池 140 m ³ 1 池	〔配水池〕 57 m ³ 2 池
	〔非常用自家発電設備〕 180kVA 1 台	〔非常用自家発電設備〕 30kVA 1 台

2 配水施設

(1) 旧桐生地区

名称	所在地	設置	容量	給水区域
水道山配水場 (水道山低区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和7年4月	2,400m ³ ×1池	本町4～6丁目の一部、錦町1～3丁目、稲荷町、織姫町、美原町、清瀬町、新宿1～3丁目、三吉町1・2丁目、小梅町、琴平町、浜松町1・2丁目、仲町3丁目の一部、川岸町、旭町、東6丁目の一部、末広町、宮前町1・2丁目、堤町2丁目の一部、巴町1・2丁目、永楽町の一部、小曾根町の一部、境野町1～7丁目、菱町1丁目的一部分
		昭和41年3月	2,400m ³ ×1池	
		昭和60年10月	2,400m ³ ×1池	
水道山配水場 (水道山高区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和7年4月	1,200m ³ ×1池	堤町1～3丁目的一部分、小曾根町的一部分、宮本町2丁目、3・4丁目的一部分、西久方町1・2丁目的一部分
村松配水場	宮本町四丁目 2869-3	平成19年3月	25m ³ ×2池	宮本町3・4丁目的一部分
広沢配水場	広沢町四丁目 4662	昭和37年3月	1,400m ³ ×2池	広沢町1丁目、2～5丁目的一部分、6・7丁目、間ノ島、桜木町、相生町1丁目的一部分
上菱配水場 (上菱低区配水池)	菱町五丁目 321	昭和45年7月	1,440m ³ ×2池	本町1～5丁目、横山町、仲町1・2丁目、3丁目的一部分、泉町、東町、高砂町、東1～7丁目、永楽町的一部分、宮本町1丁目、東久方町1～3丁目、西久方町1・2丁目的一部分、天神町1丁目、2・3丁目的一部分、菱町1丁目、3～5丁目的一部分
梅田浄水場浄水池	梅田町四丁目 259	令和3年4月	1,500m ³ ×3池	梅田町1丁目、2丁目的一部分、菱町5丁目的一部分、天神町2・3丁目的一部分、平井町、西久方町1丁目的一部分
岡の上配水場	広沢町三丁目 4279-24	昭和46年7月	130m ³ ×1池	広沢町3丁目的一部分
		平成6年3月	176m ³ ×2池	
黒川配水場	菱町四丁目 2469-2	昭和45年7月	300m ³ ×1池	菱町4丁目的一部分
青葉台配水場 (青葉台高区配水池)	堤町三丁目 2687	昭和47年9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目的一部分(青葉台団地的一部分)
青葉台配水場 (青葉台低区配水池)	堤町三丁目 2685-69	昭和47年9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目的一部分(青葉台団地的一部分)
青葉台配水場 (青葉台配水池)	堤町三丁目 2685-59	昭和57年3月	2,000m ³ ×2池	堤町1～3丁目的一部分、広沢町1丁目的一部分、相生町1丁目的一部分、2～5丁目、川内町1～4丁目、5丁目的一部分
元宿高架水槽	元宿浄水場内	昭和53年3月	1,100m ³ ×1槽	元宿町
一色配水場	菱町二丁目 1573	昭和54年3月	200m ³ ×1池	菱町1～3丁目的一部分
南公園高架水槽	広沢町五丁目 4716-17	昭和56年9月	65m ³ ×1槽	広沢町4・5丁目的一部分(南公園を含む)
栃久保配水場	川内町五丁目 2199-1	昭和57年7月	350m ³ ×2池	川内町5丁目的一部分(郵便局以北～三堂坂)
梅田配水場	梅田町三丁目 182	昭和58年3月	100m ³ ×1池	梅田町2丁目的一部分、3丁目、4丁目的一部分
堂場配水場	川内町五丁目 2604-1	昭和58年7月	75m ³ ×2池	川内町5丁目的一部分(三堂坂以北)
桐陽台配水場	菱町二丁目 3540-2	昭和58年7月	147m ³ ×2池	菱町2・3丁目的一部分(桐陽台団地を含む)
城の岡配水場	菱町一丁目 3420-3	昭和60年3月	150m ³ ×2池	菱町1・3丁目的一部分(城の岡団地を含む)
広沢南配水場	広沢町五丁目 4740-96	平成10年7月	150m ³ ×2池	休止中(広沢町5丁目的一部分)
軍場配水場	梅田町四丁目 1769-5	平成12年3月	5m ³ ×1池	梅田町4丁目的一部分(桐生川ダム下付近)
			10m ³ ×1池	
後沢配水場	梅田町五丁目 7445-2	平成5年3月	48m ³ ×2池	梅田町4丁目的一部分、5丁目(桐生川ダム上流)

(2) 新里地区

名称	所在地	設置	容量	給水区域
新里第1配水場	赤城山542-35	平成2年4月	1,520 m ³ ×1池	板橋の一部
新里第2配水場	奥沢552-2	昭和46年10月	56 m ³ ×1池	奥沢、上鶴ヶ谷、新川の一部
新里第3配水場	大久保456-4	昭和46年10月	56 m ³ ×1池	大久保
新里第5配水場	関27	昭和46年10月	93 m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 上鶴ヶ谷の一部、山上の一部
新里第6配水場	山上1693-1	昭和46年10月	178 m ³ ×1池	山上の一部、小林
新里第8配水場	赤城山923-243	昭和50年3月	126 m ³ ×1池	赤城山、板橋の一部
新里第9配水場	赤城山919-149	昭和57年12月	501 m ³ ×1池	第1配水場へ
新里第10配水場	板橋245-4	平成9年9月	3,500 m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 鶴ヶ谷の一部
不二山配水場	新川3111-4	昭和51年5月	1,350 m ³ ×1池	新川、野、武井の一部
十三塚配水場	新川2664-5	昭和46年10月	263 m ³ ×1池	武井、小林の一部、新川の一部

(3) 黒保根地区

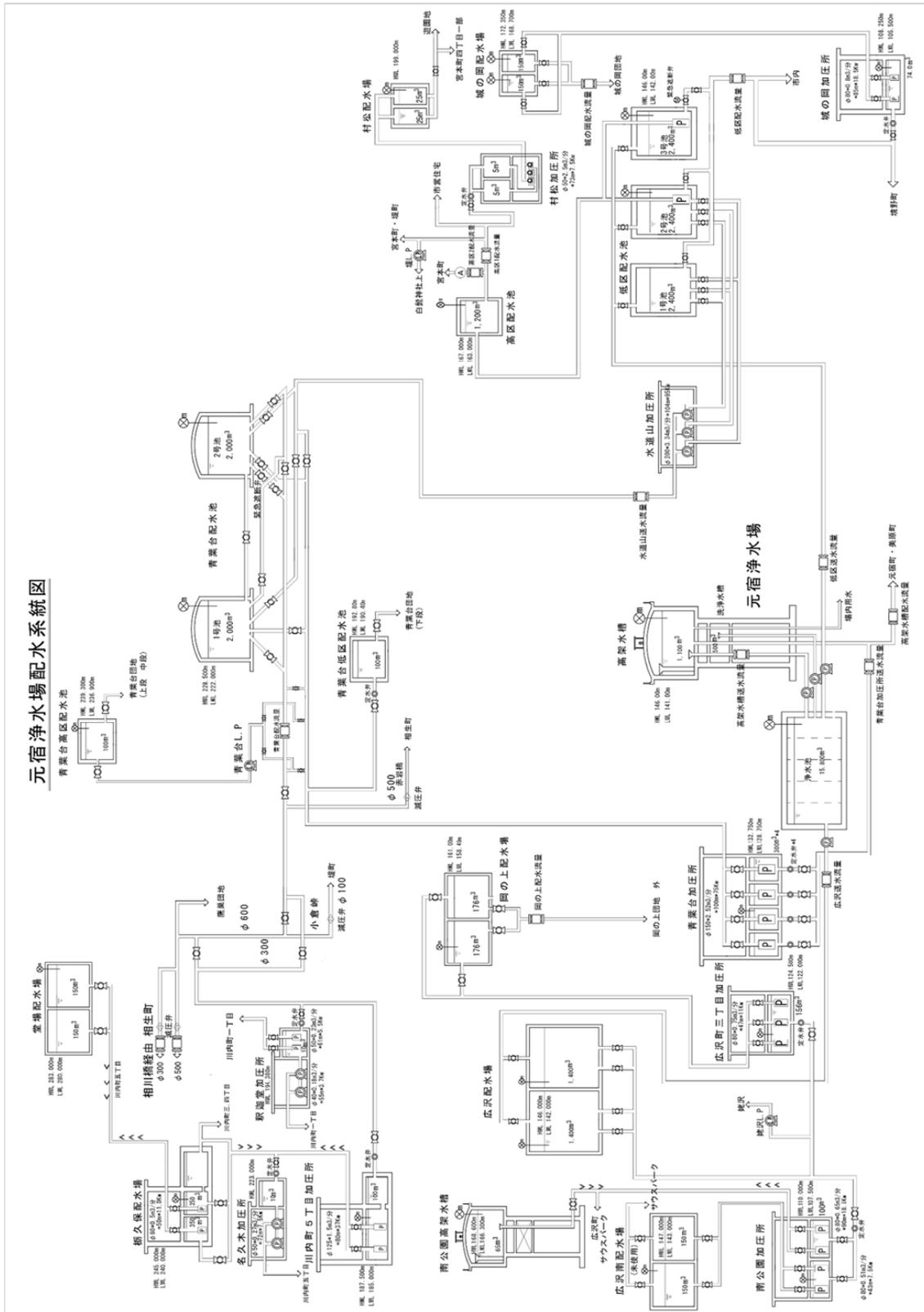
名称	所在地	設置	容量	給水区域
黒保根配水場	下田沢1900-53	昭和51年3月	182 m ³ ×2池	水沼、八木原、宿廻、下田沢、 上田沢の一部
		平成3年3月	140 m ³ ×1池	
田沢配水場	上田沢2016	昭和54年1月	57 m ³ ×2池	上田沢の一部
古谷配水場	上田1851-1	昭和47年2月	25 m ³ ×1池	上田沢の一部
高樋配水場	下田1541-1	昭和56年3月	10 m ³ ×1池	上田沢の一部

3 加圧施設

(1) 旧桐生地区

名称	所在地	設置	容量	備考
黒川加圧所	菱町四丁目2434-6	昭和45年7月	—	加圧ポンプ方式に変更
水道山加圧所	堤町一丁目5-7	昭和48年3月	2,400 m ³ ×2池	低区配水池に併設
一色加圧所	菱町二丁目1781-1	昭和54年3月	100 m ³	
南公園加圧所	広沢町五丁目1787-1	昭和56年9月	50 m ³ ×2池	
川内町五丁目加圧所	川内町五丁目1290-2	昭和57年1月	100 m ³	
城の岡加圧所	菱町一丁目3417-15	昭和60年3月	74 m ³	
青葉台加圧所	堤町三丁目2681-7	昭和63年3月	300 m ³ ×4池	
釈迦堂加圧所	川内町一丁目453	平成元年9月	10 m ³	
名久木加圧所	川内町五丁目3884	平成2年9月	10 m ³	
広沢町三丁目加圧所	広沢町三丁目3931	平成6年1月	60 m ³ 90 m ³	
村松加圧所	宮本町四丁目1494-1	平成19年3月	5 m ³ ×2池	

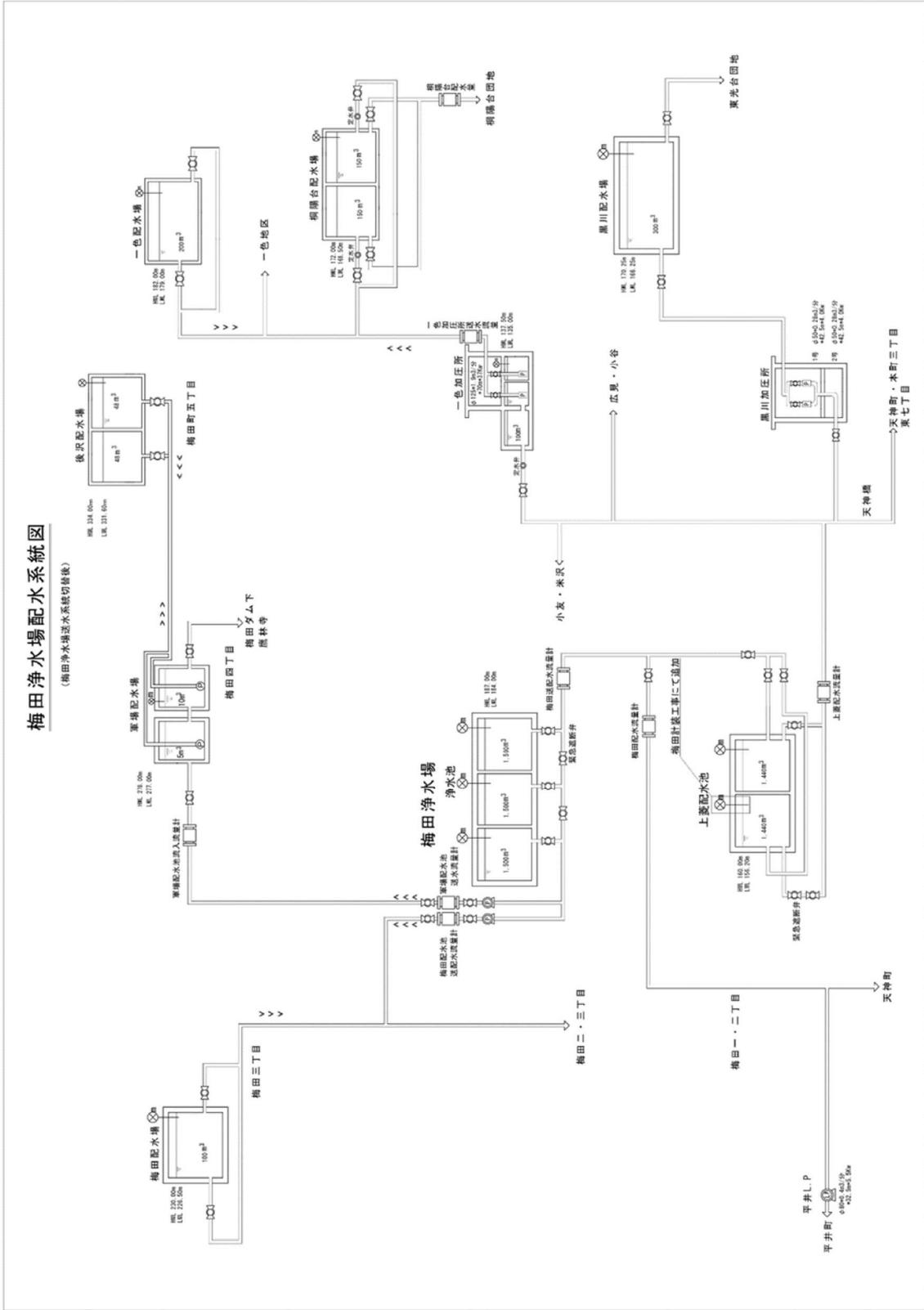
別図-1 配水系統図



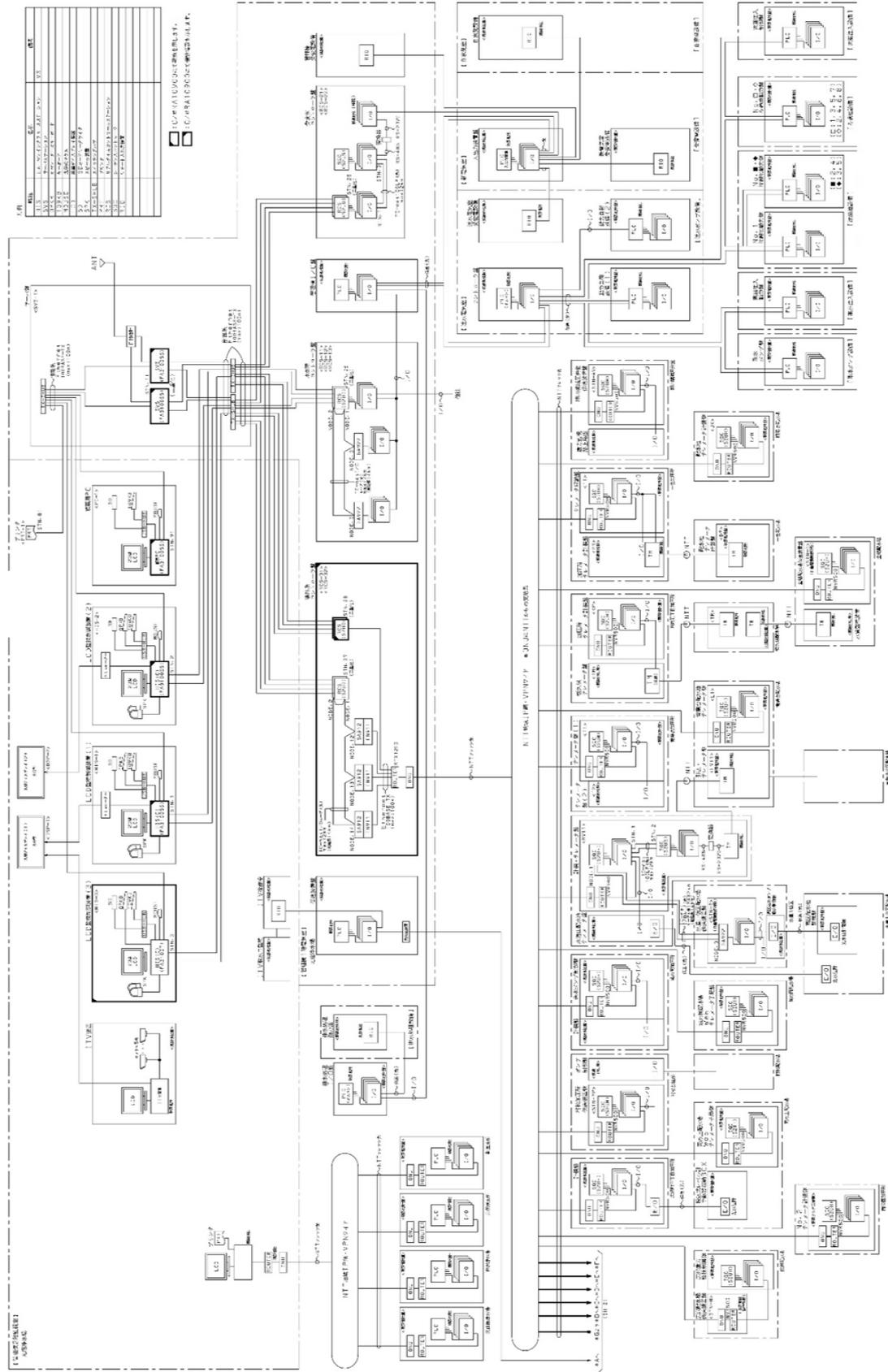
元宿浄水場配水系統図

梅田浄水場配水系統図

(梅田浄水場送水系統切替後)

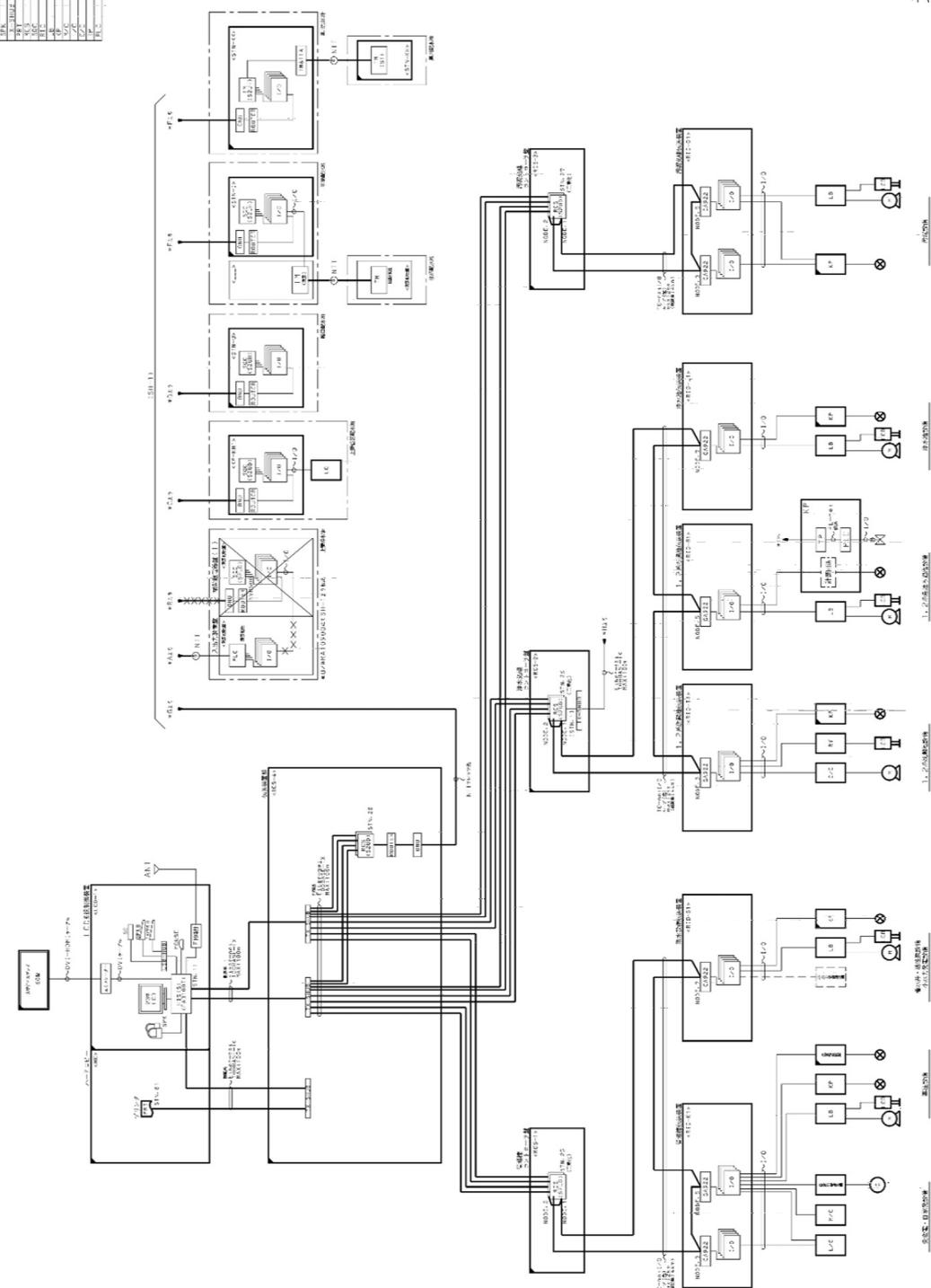


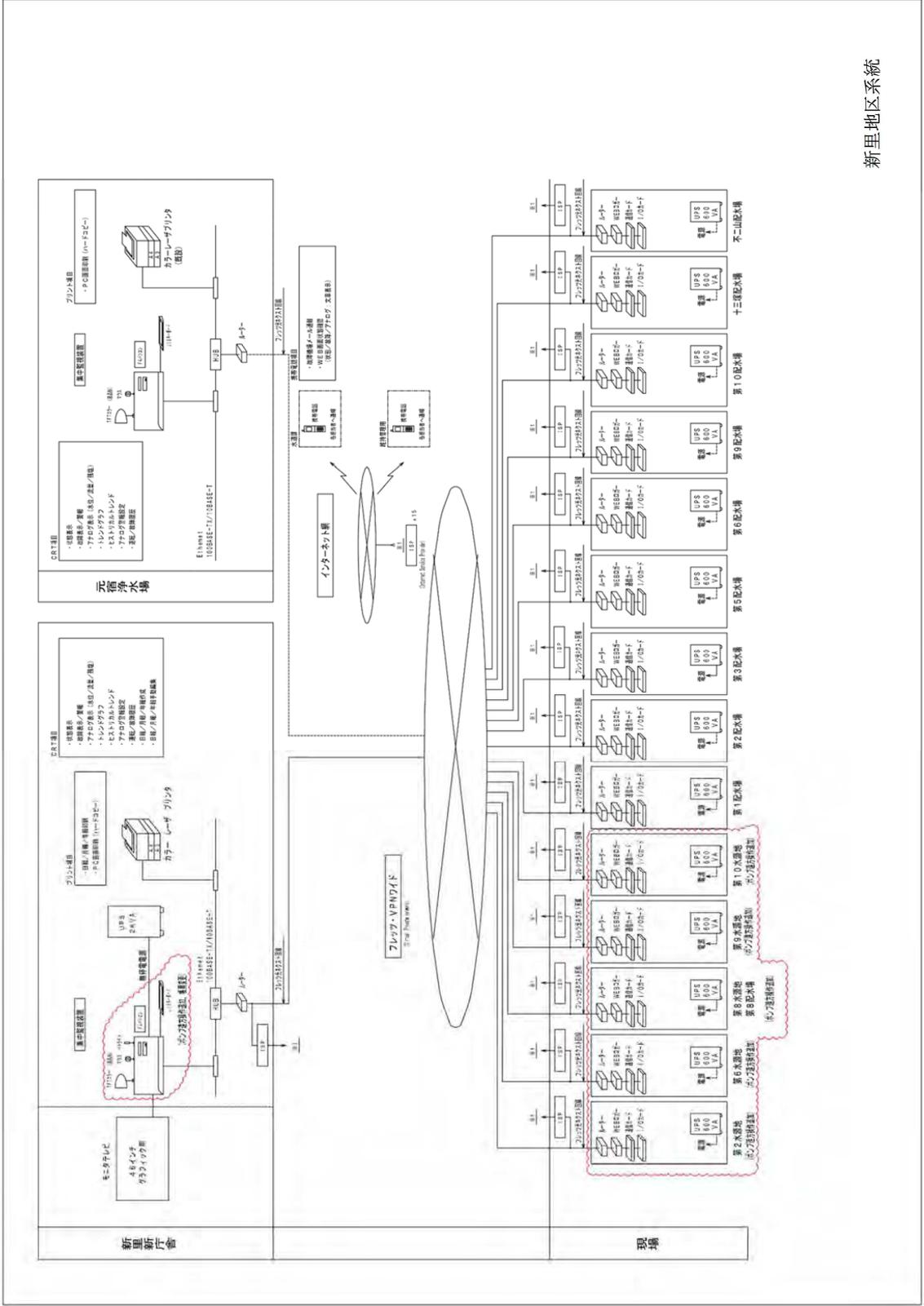
別図-2 システム系統図



品名	仕様	数量	単位
PLC	三菱 FX2N-48MR	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-1	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-2	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-3	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-4	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-5	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-6	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-7	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-8	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-9	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-10	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-11	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-12	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-13	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-14	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-15	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-16	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-17	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-18	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-19	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-20	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-21	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-22	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-23	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-24	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-25	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-26	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-27	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-28	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-29	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-30	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-31	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-32	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-33	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-34	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-35	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-36	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-37	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-38	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-39	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-40	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-41	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-42	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-43	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-44	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-45	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-46	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-47	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-48	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-49	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-50	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-51	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-52	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-53	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-54	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-55	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-56	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-57	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-58	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-59	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-60	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-61	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-62	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-63	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-64	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-65	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-66	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-67	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-68	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-69	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-70	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-71	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-72	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-73	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-74	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-75	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-76	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-77	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-78	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-79	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-80	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-81	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-82	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-83	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-84	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-85	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-86	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-87	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-88	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-89	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-90	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-91	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-92	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-93	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-94	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-95	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-96	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-97	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-98	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-99	1	台
PLC電源	三菱 PS-307-100	1	台

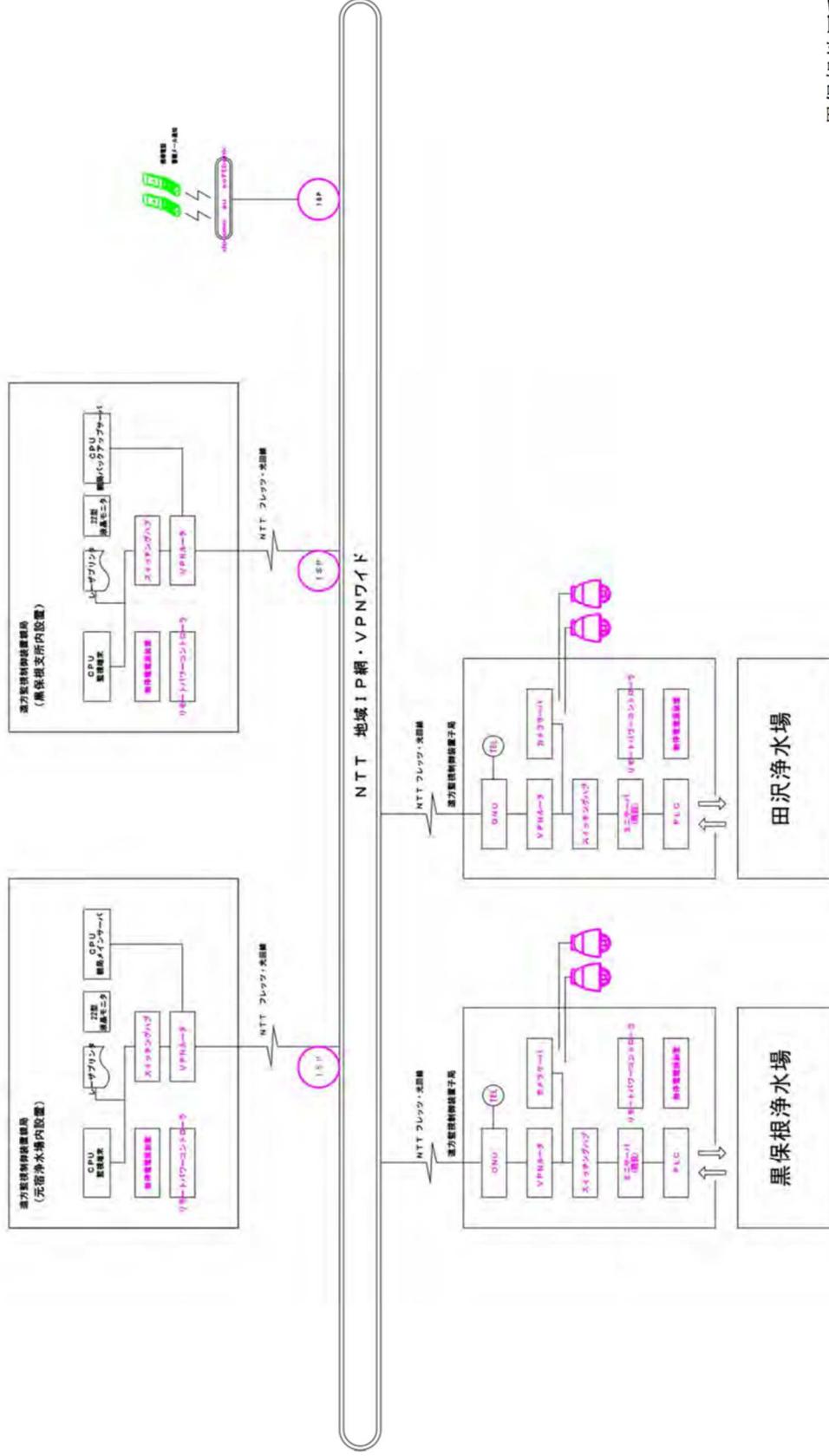
0: 0V
 1: 12V
 2: 24V
 3: 36V
 4: 48V
 5: 60V
 6: 72V
 7: 84V
 8: 96V
 9: 108V
 10: 120V
 11: 132V
 12: 144V
 13: 156V
 14: 168V
 15: 180V
 16: 192V
 17: 204V
 18: 216V
 19: 228V
 20: 240V
 21: 252V
 22: 264V
 23: 276V
 24: 288V
 25: 300V
 26: 312V
 27: 324V
 28: 336V
 29: 348V
 30: 360V
 31: 372V
 32: 384V
 33: 396V
 34: 408V
 35: 420V
 36: 432V
 37: 444V
 38: 456V
 39: 468V
 40: 480V
 41: 492V
 42: 504V
 43: 516V
 44: 528V
 45: 540V
 46: 552V
 47: 564V
 48: 576V
 49: 588V
 50: 600V
 51: 612V
 52: 624V
 53: 636V
 54: 648V
 55: 660V
 56: 672V
 57: 684V
 58: 696V
 59: 708V
 60: 720V
 61: 732V
 62: 744V
 63: 756V
 64: 768V
 65: 780V
 66: 792V
 67: 804V
 68: 816V
 69: 828V
 70: 840V
 71: 852V
 72: 864V
 73: 876V
 74: 888V
 75: 900V
 76: 912V
 77: 924V
 78: 936V
 79: 948V
 80: 960V
 81: 972V
 82: 984V
 83: 996V
 84: 1008V
 85: 1020V
 86: 1032V
 87: 1044V
 88: 1056V
 89: 1068V
 90: 1080V
 91: 1092V
 92: 1104V
 93: 1116V
 94: 1128V
 95: 1140V
 96: 1152V
 97: 1164V
 98: 1176V
 99: 1188V
 100: 1200V



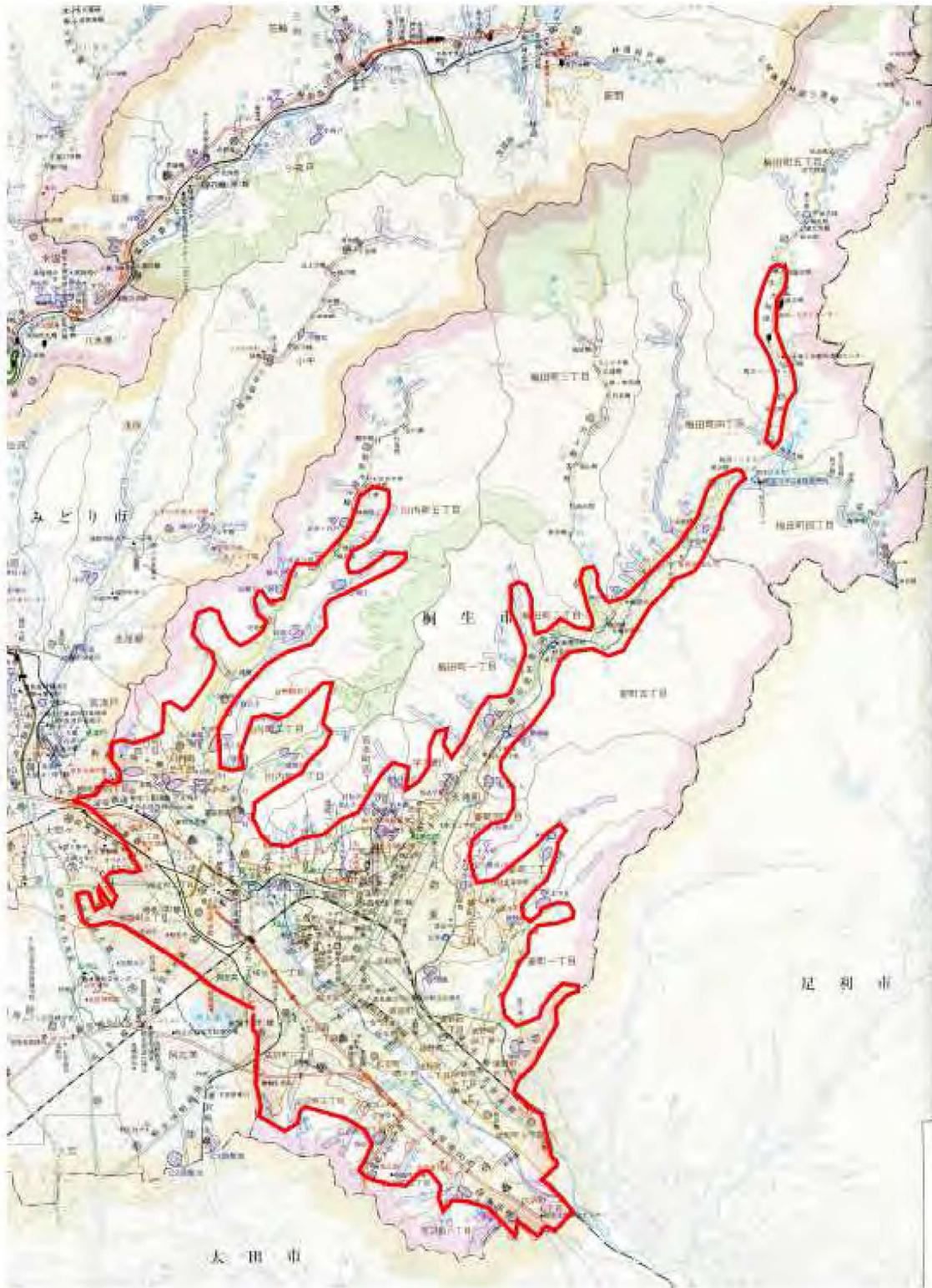


新里地区系統

水道施設集中監視システム系統図



別図-3 給水区域図



— 旧桐生地区給水区域

桐生市給水区域図

旧桐生地区



新里地区給水区域

新里地区

別紙-1

場外施設の巡視点検業務実施要領

1 業務概要及び目的

本業務は、「元宿浄水場等運転管理業務委託」の業務内容のうち、受託者が、場外施設の巡視点検業務実施に際し、水道施設等の運転状態を常に良好な状態に維持管理し、安全な水道水を安定的に供給できる状態に保つため、また、現状（劣化度・健全度等）を適切に把握するとともに、故障等の緊急時等の対応及び事故等を未然に防ぐため水道施設等の巡視点検を実施することを目的とする。

なお、本業務実施要領は、委託者が要求する最低限の基準である。受託者は、本業務に係る専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用し、業務を遂行しなければならない。

2 実施期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。

3 作業対象施設

別表-1「場外施設一覧表」に記載のある施設とする。

4 巡視点検計画書及び作業内容

(1) 巡視点検計画書の作成

受託者は、事前に巡視点検計画書を作成・提出し、委託者の承認後、作業を開始すること。

(2) 巡視点検業務

1) 受託者は、以下の施設及び設備等について、週1回以上を原則として巡視点検を実施し、業務報告書にまとめて、毎週委託者に提出すること。

ア ポンプ設備

電圧及び電流値を制御盤計器より読み取り、給油及びグリスアップを行い、グラウンドパッキンの状態、ポンプからの異音及び異常振動の有無等を確認すること。

イ 施設の状態

配水池等の劣化及び損傷、門扉、外柵、ドア等の付帯設備、人孔蓋の破損の状態、部外者侵入形跡の有無等を確認すること。

ウ その他

上記(1)巡視点検計画書に記載されている事項（委託者の承認時の指摘事項等を含む）

2) 受託者の巡視点検により、不具合及び異常等が発見されたときは速やかに委託者へ連絡し、その指示を仰ぐとともに、適切かつ緊急的に処理及び措置等を行い、その結果を委託者に報告すること。

5 巡視点検情報

本巡視点検業務に係る情報は、巡視点検計画書に沿って分類し、報告書(紙ベース及びデータを

含む)として提出するとともに、委託者が指定するデータベースシステムにデータ入力すること。なお、受託者は、データベース化にあたって、委託者に効率的・効果的な入力手法等を提案することができる。

6 その他

委託者より施設及び設備等の変更又は増減の通知があった場合は、受託者はこれに従うものとし、また、本業務実施要領に定めのない事項については、別途委託者と受託者で協議して定めるものとする。

提出書類一覧表

提出書類	内容	提出期限	記載箇所			備考
			委託契約書	一般仕様書	特記仕様書	
契約締結後						
委託業務着手届		契約締結後10日以内	第15条、1	第32条、2	—	
従事者選任届	従事者の履歴、職種、職階、職務分担	契約締結後10日以内	—	第5条、1 第32条、2	—	
業務履行計画書	契約期間にわたる運転管理等業務に係る履行計画書	契約締結後10日以内	第15条、1	第7条、1 第8条、1 第32条、1 第32条、2 第36条、3	第4条、1 第4条、2	
貸与品等借用承諾願		契約締結後10日以内		第32条、2		
健康診断結果表		契約締結後10日以内		第32条、2		水道法第21条及び同法施行規則第16条
契約履行中						
借用書・受領書		引渡しの日から10日以内	第23条、3			貸与品等は契約の解除・変更・業務完了後速やかに返還
改善計画書	要求水準値に於いて要求される委託業務の仕様の水準が未達の通知を受けたとき、改善方法、期日等の改善計画を定める	改善措置をとる通知を受けた日から14日以内	第28条、2			改善措置を受けた日から14日以内に提出
危機管理マニュアル	業務及び運用に従事する者に対して、事故その他災害が発生したときの処理			第13条、2		実施指導、訓練を実施し、委託者に報告
契約履行中（月間）						
月間業務計画書	特記仕様書に記す諸事項を踏まえて作成した計画書	前月20日まで	—	第9条、1 第32条、4	第6条、1 第6条、2 第8条、2	
月間業務完了報告書	月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績及び進捗	毎月の末日まで	第22条、1 第25条、1	第9条、3 第32条、4	第6条、2 第7条、1 第7条、2 第8条、2	
月間業務完了届		毎月の末日まで	—	—	第7条、2 第8条、2	
月間業務完了検査願		毎月の末日まで	—	—	第7条、2 第8条、2	
契約履行中（年間）						
年間業務計画書	各年度の業務履行に係る計画	業務履行にあたり速やかに		第8条、1 第32条、3	第5条、1 第5条、2 第8条、3	
年間業務完了報告書	年間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績及び進捗	年間業務完了後、速やかに	第22条、1 第25条、1	第8条、1 第32条、3	第5条、2 第7条、1 第7条、3 第8条、3	受理した日から10日以内に受託者の立ち合いの下、完了検査を実施、検査結果を受託者に通知
年間業務完了届		年間業務完了後、速やかに		—	第7条、3 第8条、3	
年間業務完了検査願		年間業務完了後、速やかに		—	第7条、3 第8条、3	
契約履行完了時						
業務完了報告書		業務履行完了後速やかに	第22条、1 第25条、1 第26条、2	第8条、2 第32条、5	—	
業務完了届		業務履行完了後速やかに	—	第32条、5	—	
引継書	次期運転管理業務委託受託者への引継ぎ	次期運転管理業務委託の受注者決定後	第32条、1			引継ぎの内容、期間等は委託者及び受託者と協議により定める